

五所川原市
第3期子ども・子育て支援事業計画
(案)

2025（令和7）年3月
青森県 五所川原市



目 次



第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 他計画との関係	4
4 計画期間	4
5 計画の策定体制と住民意見の反映	4
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	9
1 本市における人口と子ども人口の状況	9
（1）人口と子ども人口の推移	9
（2）合計特殊出生率の推移	10
2 子育て家庭の状況	11
（1）子育て世帯の推移	11
（2）子育て世帯の子ども人数と主な保育者	12
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況	14
（1）本市の就業率	14
（2）母親の就労状況	15
（3）育児休業制度利用の状況	20
4 子育て支援事業の提供体制と利用状況	21
（1）定期的な教育・保育事業の利用状況	21
（2）定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由	23
5 施策の進捗評価	25
6 本市における子育て支援に関わる課題	27
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念	31
2 施策の基本的視点	32
3 施策の体系図	33

第4章 子ども子育ての施策展開	37
基本目標1 結婚・出産に対する支援の充実	38
推進施策(1) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進	38
基本目標2 母親及び乳幼児等の健康の増進	40
推進施策(1) 子どもや母親の健康の確保	40
推進施策(2) 食育の推進	43
推進施策(3) 小児医療体制の充実	44
基本目標3 地域における子育ての支援	47
推進施策(1) 地域における子育て支援サービスの充実	47
推進施策(2) 教育・保育サービスの充実	48
推進施策(3) 子どもの健全育成	49
基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進	50
推進施策(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	50
推進施策(2) 仕事と子育ての両立の推進	51
基本目標5 特別な配慮を要する子ども等への支援	52
推進施策(1) 児童虐待防止対策の充実	52
推進施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	54
推進施策(3) 障がい児施策の充実	55
基本目標6 子どもの教育環境の整備	60
推進施策(1) 個性を伸ばす学校教育	60
基本目標7 子ども等の安全の確保	67
推進施策(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	67
推進施策(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	67
基本目標8 子育てを支援する生活環境の整備	69
推進施策(1) 良質な住宅の確保	69
推進施策(2) 良好な居住環境の確保	69
推進施策(3) 安全な道路交通環境の整備	70
推進施策(4) 安心して外出できる環境の整備	70
推進施策(5) 安心・安全なまちづくりの推進	71
第5章 子ども・子育て支援の事業展開	75
1 教育・保育事業等の提供区域	75
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	77
(1) 推計の手順	77
(2) 子ども人口の推計	78
(3) 家庭類型(現在・潜在)別児童数の推計	79

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	80
(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）.....	80
(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）.....	80
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	83
(1) 相談支援事業.....	83
① 利用者支援事業.....	83
② 妊婦等包括相談支援事業.....	84
③ 地域子育て支援拠点事業.....	84
(2) 訪問系事業.....	85
① 乳児家庭全戸訪問事業.....	85
② 養育支援訪問事業.....	86
③ 産後ケア事業（訪問型）.....	87
④ 子育て世帯訪問支援事業.....	88
(3) 通所系事業.....	88
① 子育て短期支援事業.....	88
② 一時預かり事業.....	89
③ 時間外保育事業（延長保育事業）.....	91
④ 病児保育事業.....	91
⑤ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）.....	93
⑥ 児童育成支援拠点事業.....	93
⑦ 親子関係形成支援事業.....	93
(4) その他事業.....	94
① 妊婦健康診査事業.....	94
② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	95
③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	96
5 総合的な子どもの放課後対策の推進.....	96
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	96
◆小学校低学年の場合.....	96
◆小学校高学年の場合.....	97
6 教育・保育の提供体制の確保について.....	98
(1) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援.....	98
(2) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実.....	99
(3) 教育・保育施設と小学校等との連携.....	99
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項.....	99

第6章 子どもの貧困対策について	103
1 本市の子どもを取り巻く現状	103
2 子どもの貧困対策に関する指標と目指す方向	106
3 具体的な施策	107
(1) 教育の支援	107
(2) 生活の支援	107
(3) 保護者に対する就労の支援	108
(4) 経済的支援	108
第7章 計画の推進体制	111
1 計画の推進体制	111
2 計画の公表及び周知	111
3 計画の評価と進行管理	111
資 料 編	115
1 子ども・子育て会議	115
(1) 五所川原市附属機関に関する条例	115
(2) 委員名簿	117
(3) 五所川原市子ども・子育て会議の開催日と審議内容	117
2 用語解説	120



第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

五所川原市（以降「本市」という。）では、2012（平成24）年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、市民の多様な保育・子育てニーズに加え、本市の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、2014（平成26）年度に「五所川原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次世代育成支援対策推進法に基づく関連施策も含め、子育て環境の計画的な整備に取り組んでまいりました。

また、2019（平成31）年度に、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画」（以降「第2期計画」という。）を策定し、子育て環境の整備などを着実に推進してまいりました。

そしてこのたび、第2期計画が2024（令和6）年度をもって終了することから、本市ではこれまでの成果や現状を再度分析・整理し、本市の実情を踏まえて更なる子ども・子育て支援の充実を図るため、「五所川原市第3期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。本計画では、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子育て家庭を対象とし、ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するとともに、本市に居住する子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して策定するものです。

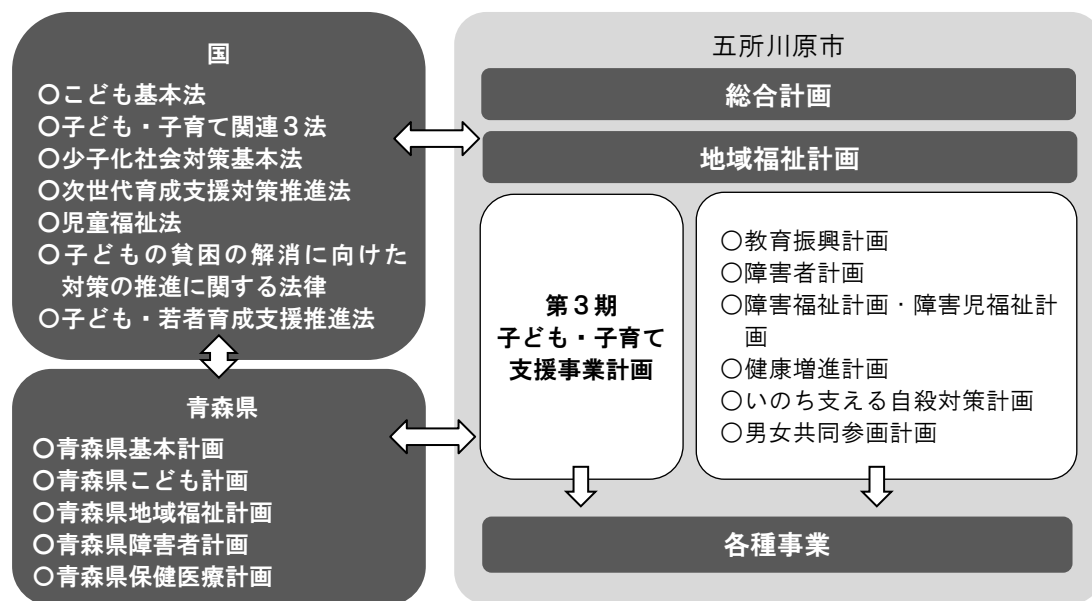
また、2014（平成26）年4月に成立した改正次世代育成支援対策推進法の有効期限が2025（令和7）年3月から2035（令和17）年3月までに10年間延長されたため、これまで市が取り組んできた市町村行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2019（令和元）年6月19日に改正され、市町村に努力義務として子どもの貧困対策計画の策定が明文化されたことから、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定し、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがないように、子どもの貧困対策も総合的に進めていきます。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、上位計画である「五所川原市総合計画」「地域福祉計画」のもと、関連する「教育振興計画」「障害者計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康増進計画」「いのち支える自殺対策計画」「男女共同参画計画」との整合性を図るよう努めました。

■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

5 計画の策定体制と住民意見の反映

学識経験者、関係団体代表、市民公募委員などから構成される「五所川原市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画に反映しました。

また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2023（令和5）年11月に小学生までの子どもをもつ保護者を対象とした、アンケート形式の「五所川原市第3期子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という）を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。さらに、計画（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画に反映するなど、市民意見の反映に努めました。



<ニーズ調査概要>

対象	市内在住の就学前児童の保護者 (対象者数：1, 660名)	市内在住の小学生児童の保護者 (対象者数：2, 047名)
調査地域	五所川原市全域	
抽出方法	住民基本台帳から抽出 ※2名以上の対象児童を持つ保護者に対しては、調査票を複数記入しないように配慮した。	
調査方法	保育所等及び小学校を通じた配布・回収のほか、未就園等の児童については郵送により配布・回収をおこなった。	
調査期間	令和5年11月13日～令和5年12月1日	
回収率	63.6%(就学前児童：58.4%、小学生児童：67.5%)	



第2章

子ども・子育て支援の現状と課題

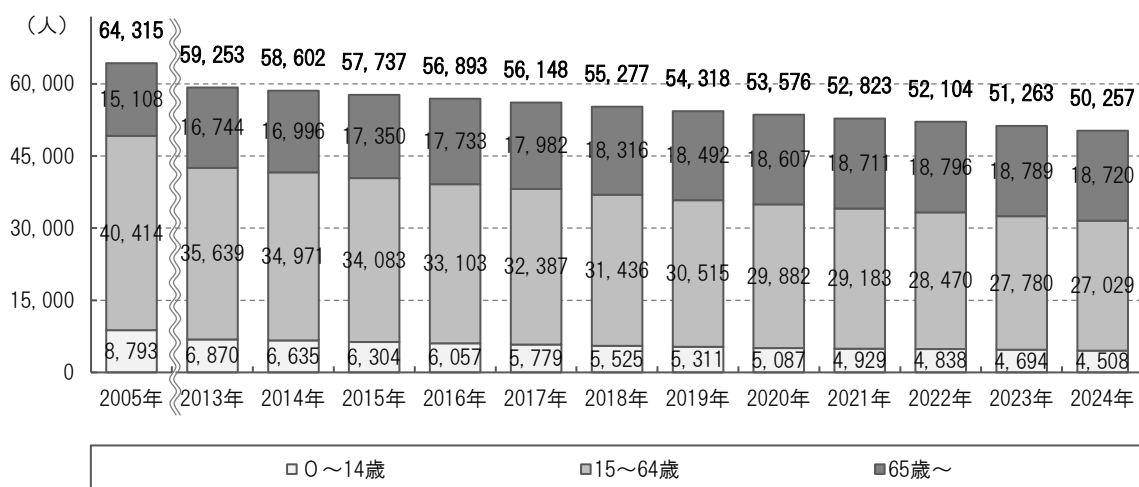
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本市における人口と子ども人口の状況

(1) 人口と子ども人口の推移

本市の人口は年々減少し続けています。3階級別人口をみると、2005（平成17）年以降老年人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。

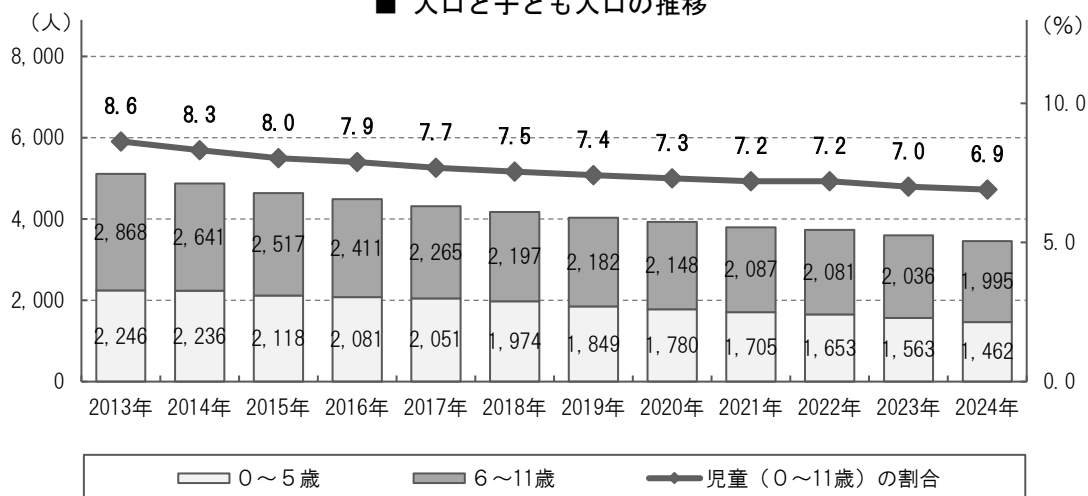
■ 3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子ども人口（就学前児童及び小学生）の減少割合が、人口の減少割合よりも大きいことから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下を続け、2024（令和6）年には6.9%となっています。

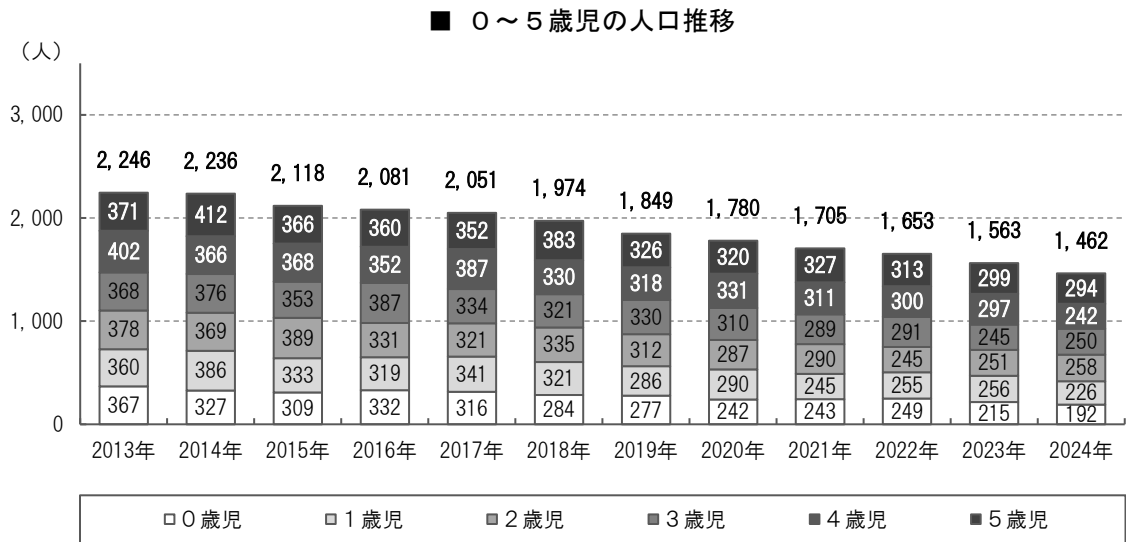
■ 人口と子ども人口の推移



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

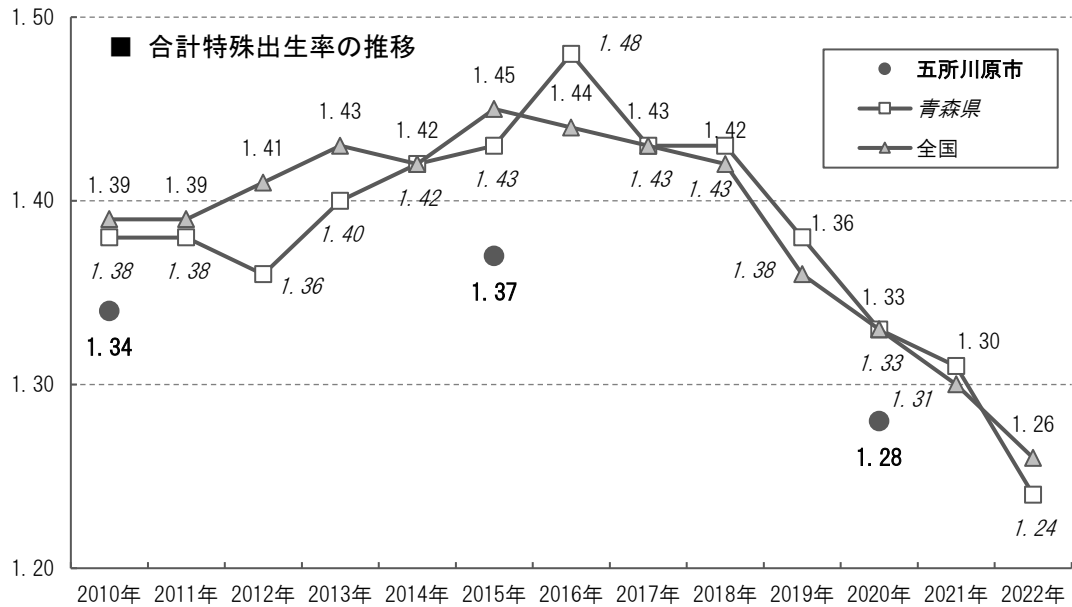
さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2013（平成25）年から2024（令和6）年にかけていずれの年齢も減少し、全体では784人（34.9%）減少しています。このように0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、全国・県を下回った水準で推移しています。



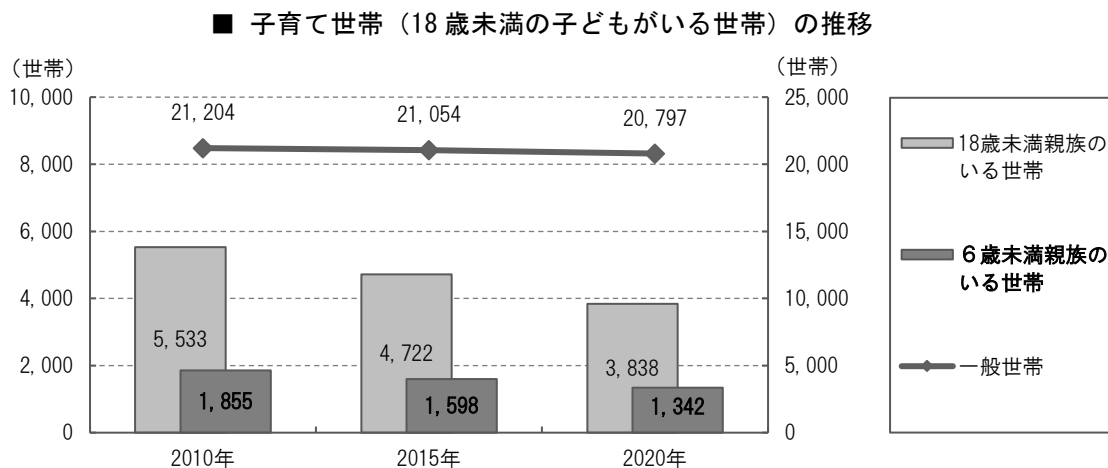
※五所川原市は5年間の平均値です。

資料：国勢調査及び青森県の人口動態統計

2 子育て家庭の状況

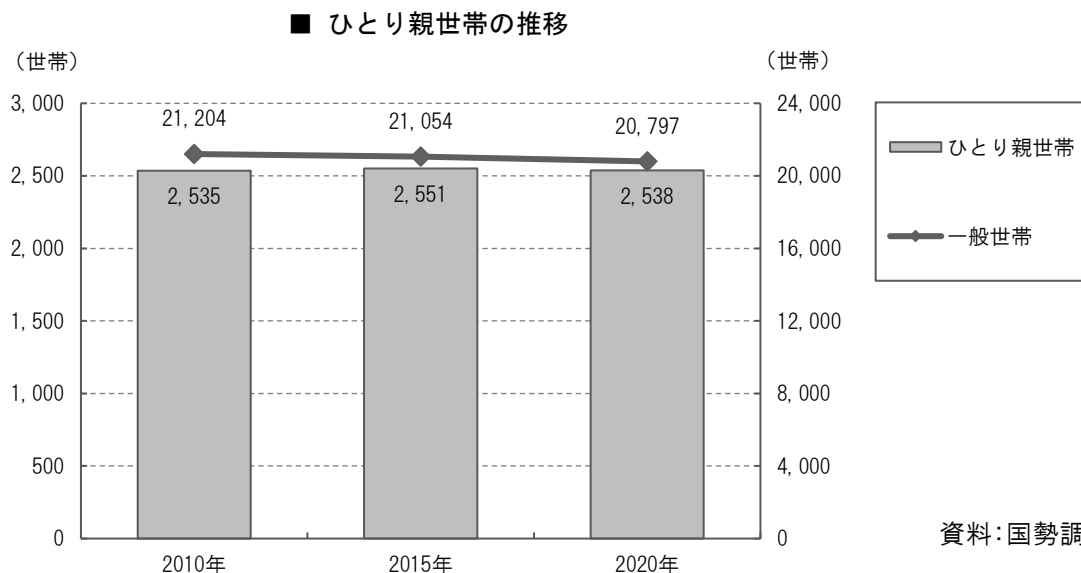
(1) 子育て世帯の推移

2010（平成22）年から2020（令和2）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯ともに減少しています。



資料：国勢調査

また、ひとり親世帯の推移をみると、前回調査時より減少しています。



資料：国勢調査

（２）子育て世帯の子ども人数と主な保育者

調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の世帯では「2人」、「1人」、「3人」の順、小学生の世帯では「2人」、「3人」、「1人」の順となり、「2人」以上の世帯の割合は、就学前児童で61.9%、小学生で73.8%と小学生の世帯が11.9^{ポイント}高くなっています。

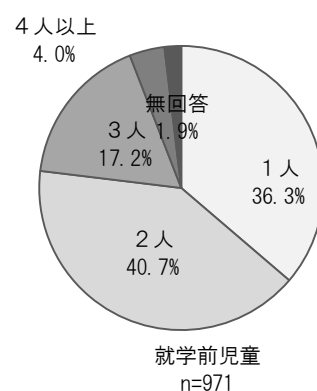
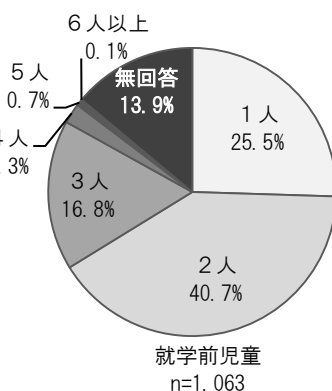
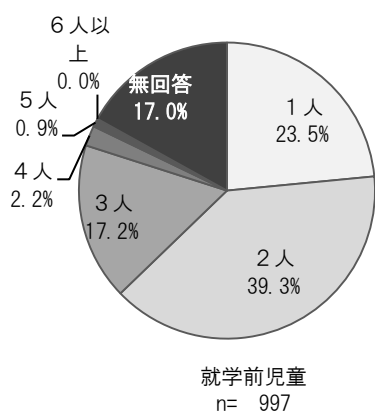
前回調査（H30）と比較すると、子育て世帯の子どもの人数は「1人」が就学前児童で10.8%、小学生では9.2%増加しています。

■ 子育て世帯の子ども人数

《H25 調査（就学前児童）》

《H30 調査（就学前児童）》

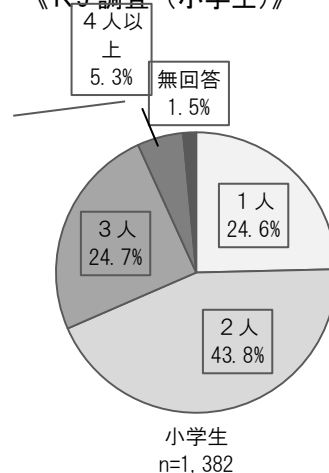
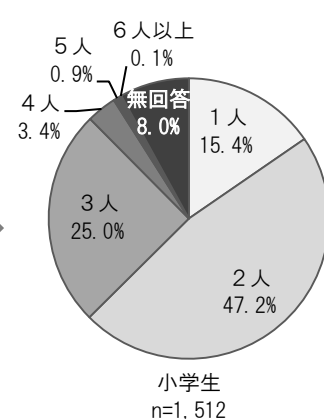
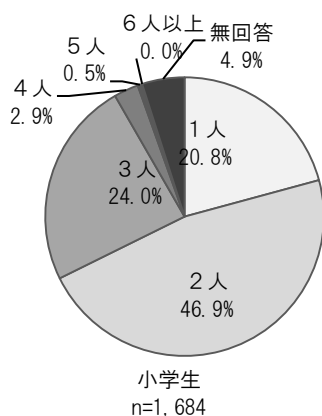
《R5 調査（就学前児童）》



《H25 調査（小学生）》

《H30 調査（小学生）》

《R5 調査（小学生）》

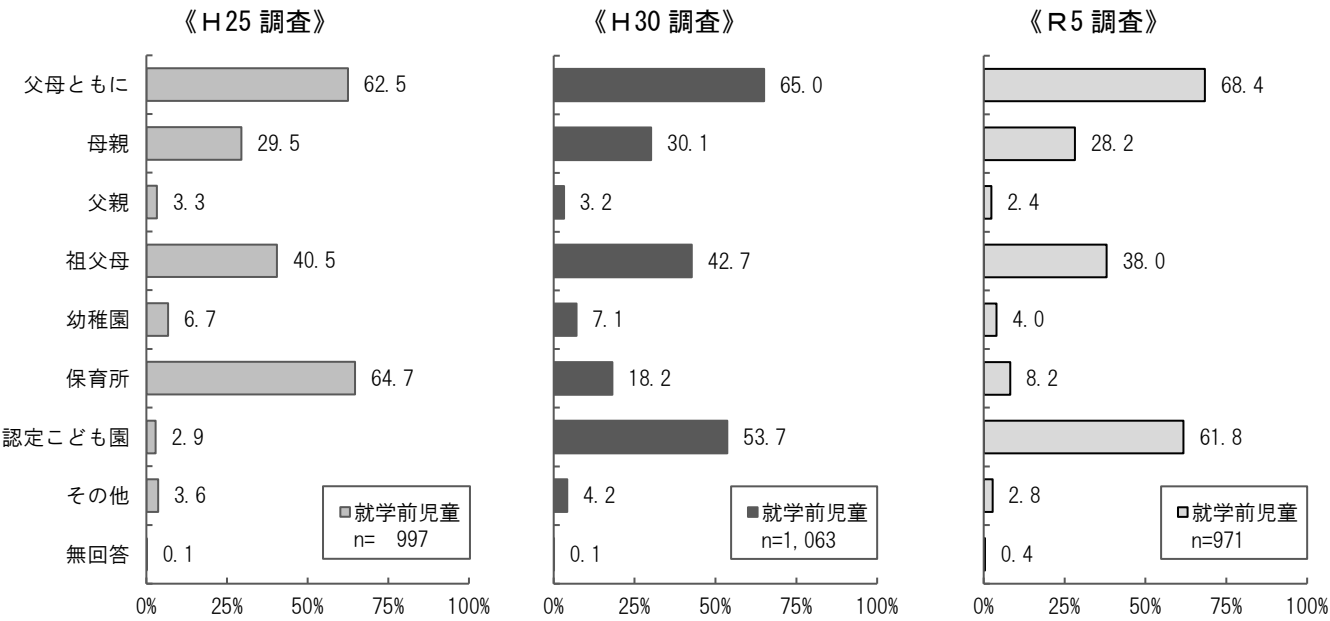


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると、「父母ともに」（68.4％）の割合が最も高く、次いで「認定こども園」（61.8％）、「祖父母」（38.0％）となっています。

前回調査（H30）と比較すると、「保育所」は18.2％から8.2％と10.0^{ポイント}低くなり、一方、「認定こども園」は53.7％から61.8％と8.1^{ポイント}高くなっています。

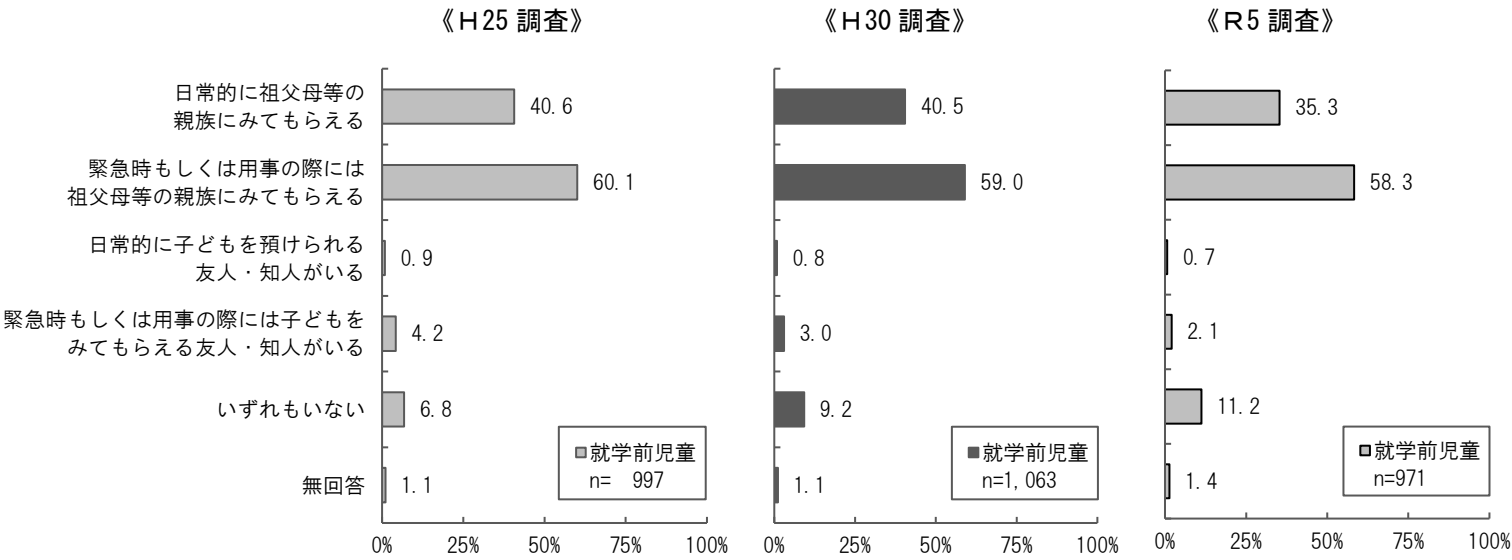
■ 日常的に子育てに関わっている方



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

主な親族等協力者が「いずれもいない」と回答した割合は、前回調査（H30）の9.2％から今回調査（R5）は11.2％と3.0^{ポイント}高くなっています。

■ 主な親族等協力者の状況



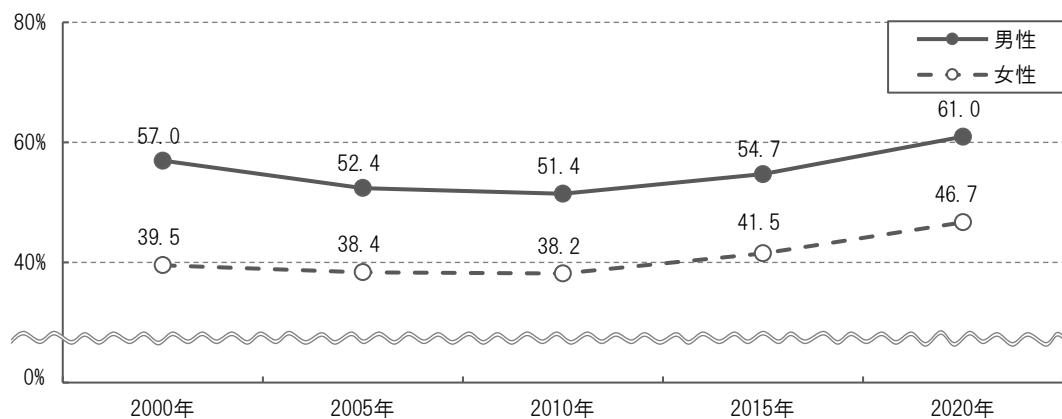
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 本市の就業率

本市の15歳以上の就業率をみると、2010（平成22）年まで男性の就業率は低下、女性はほぼ横ばい状況です。その後、2015（平成27）年以降は男女ともに上昇しています。就業率が上がっている要因として、65歳以上の就業者が男女ともに増加していることに加え、65歳未満の女性の就業率が上昇していることが考えられます。

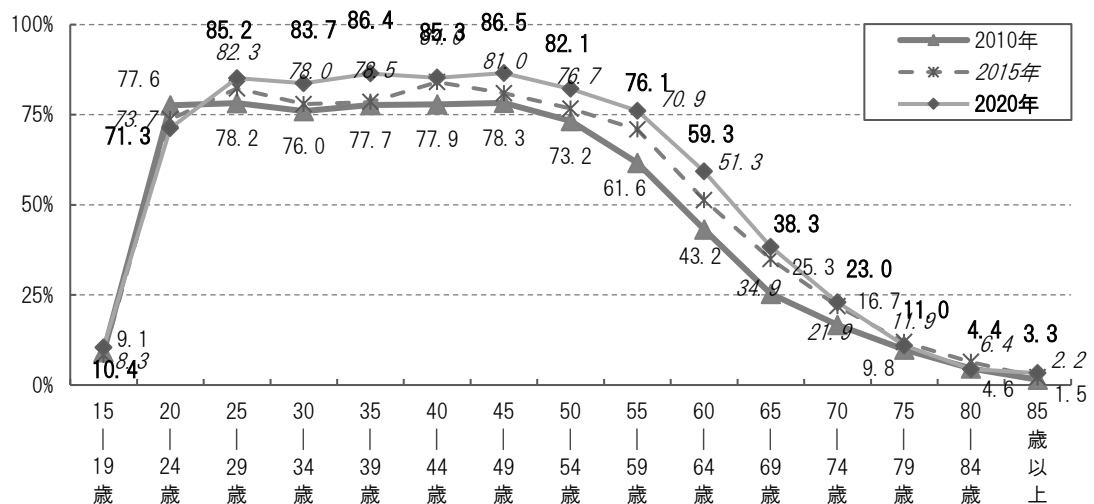
■ 男女別就業率の推移



資料: 国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、2005（平成17年）年では20～24歳と40～44歳をダブルピークとしていました。しかし10年後の2015（平成27）年のダブルピークは25～29歳と40～44歳となり、結婚前のピークは5歳遅くなっています。また、25歳以上の就業率は2005（平成17年）年、2010（平成22年）年に比べ高くなっています。

■ 女性の年齢別労働力率



資料: 国勢調査

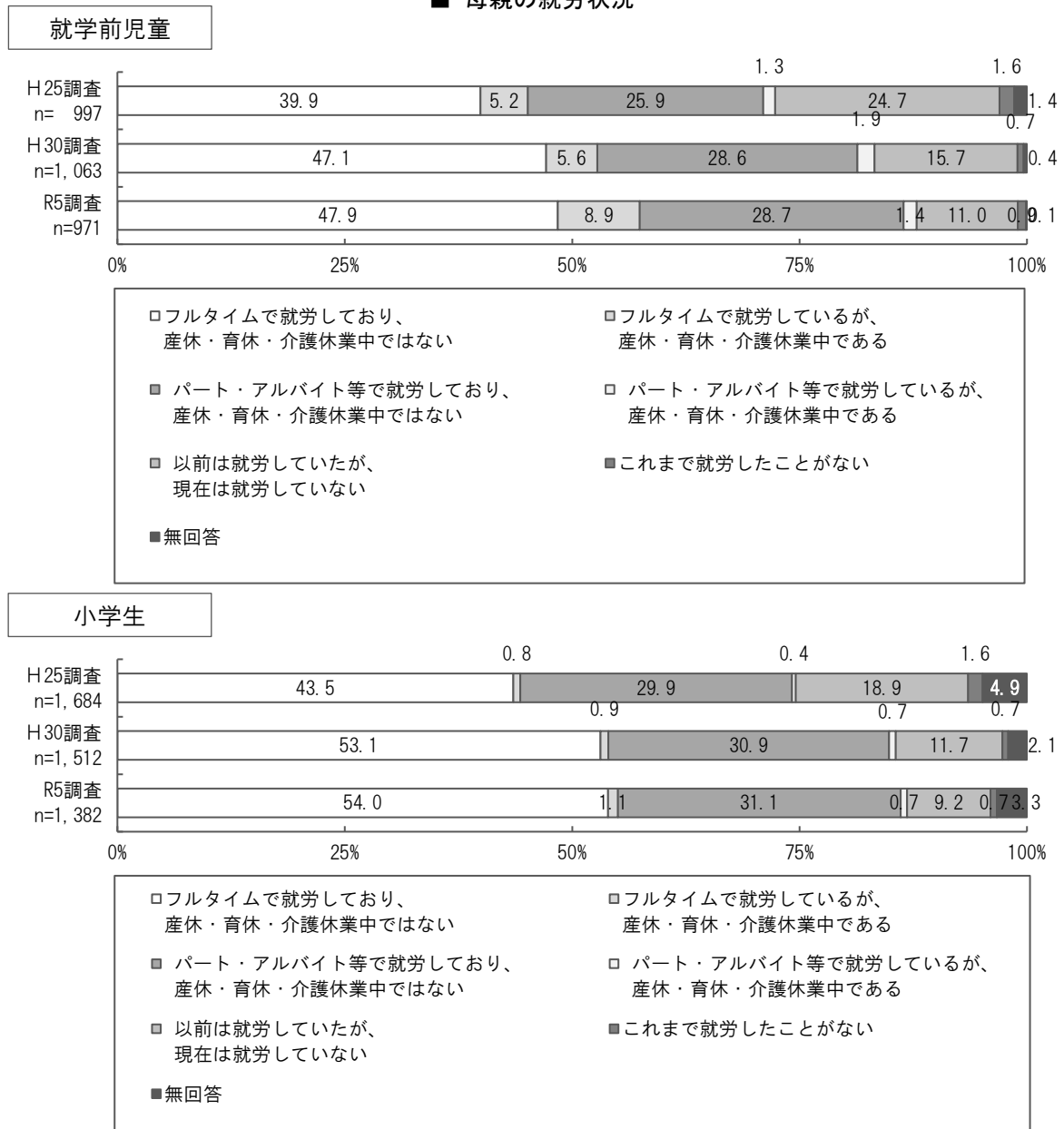


（２）母親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童・小学生ともに86.9%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で10.3%、小学生では1.8%となっています。

前回調査（H30）と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では3.4^{ポイント}、小学生では1.3^{ポイント}高くなっています。また、産休・育休・介護休業を取得中の母親の割合も就学前児童では2.8^{ポイント}高くなっています。

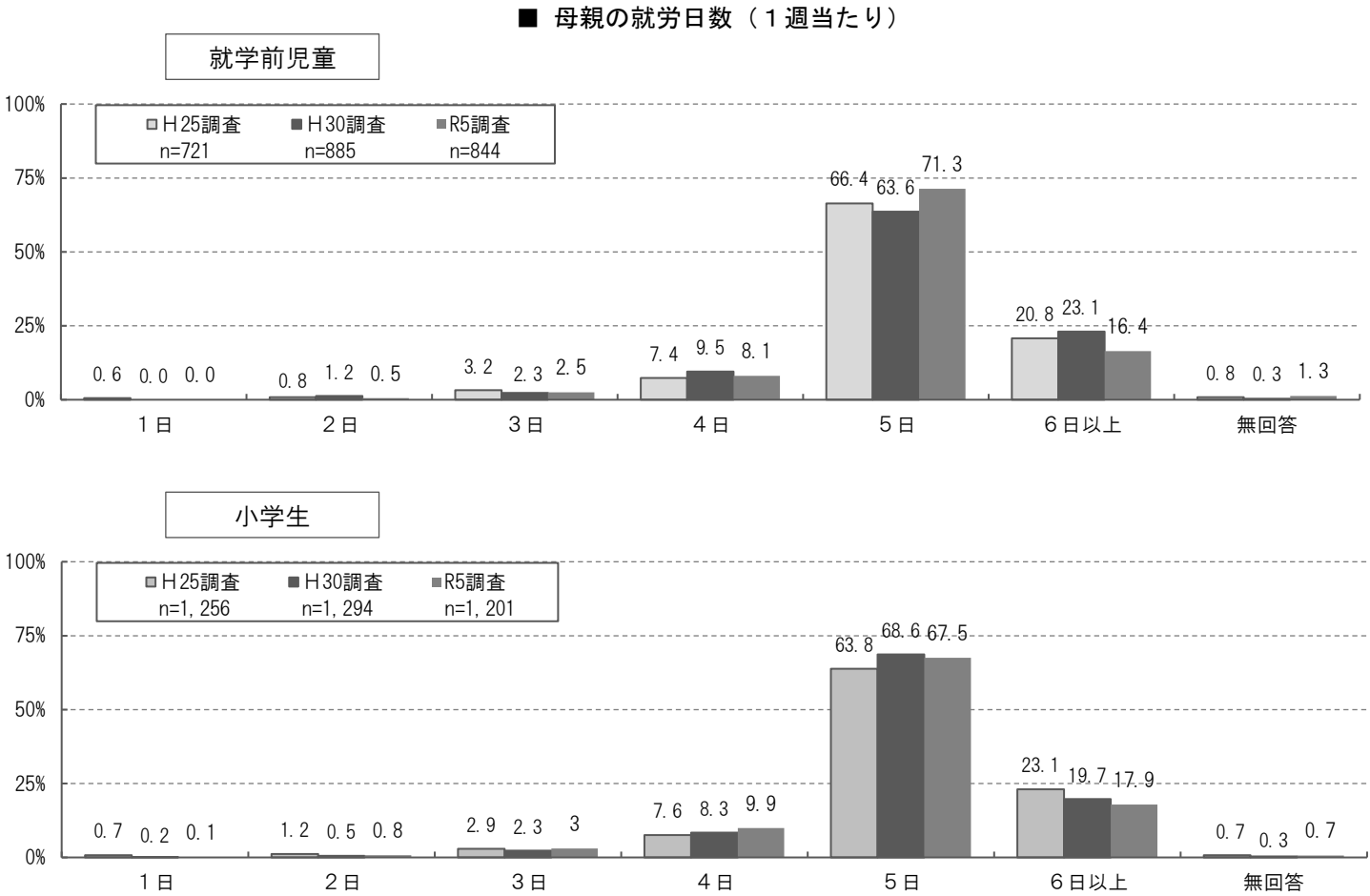
■ 母親の就労状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」（71.3%・67.5%）の割合が最も高くなっています。

前回調査（H30）と比較すると、就学前児童では週に「5日」働いている母親の割合は7.7^{ポイント}高く、「6日以上」では6.7^{ポイント}低くなっております。

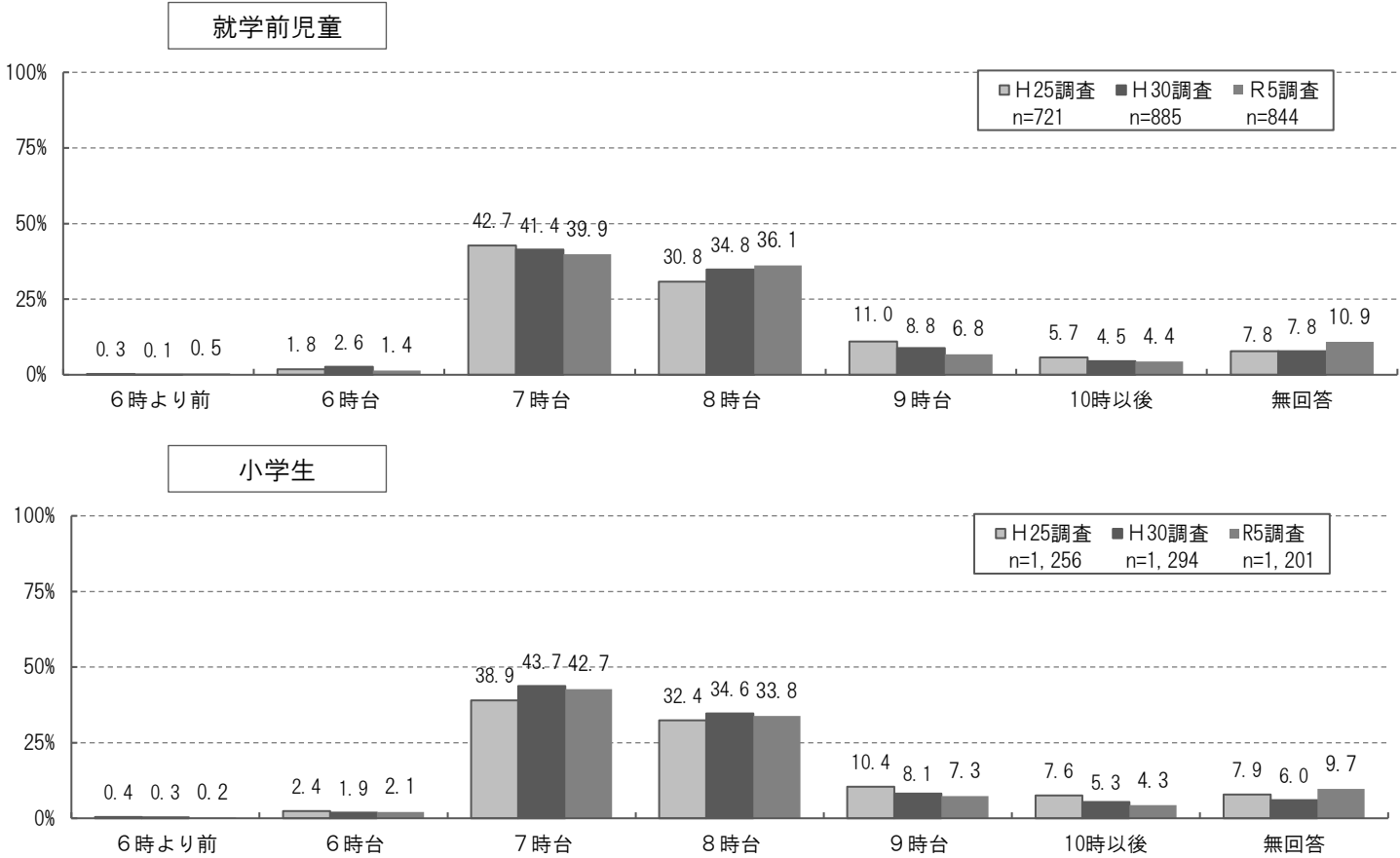


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の出勤時間は、就学前児童・小学生ともに「7時台」（39.9％・42.7％）、の割合が最も高く、次いで「8時台」（36.1％・33.8％）となっています。

前回調査（H30）と比較すると、同様に就学前児童・小学生ともに「7時台」、「8時台」に出勤する母親の割合が高くなっています。

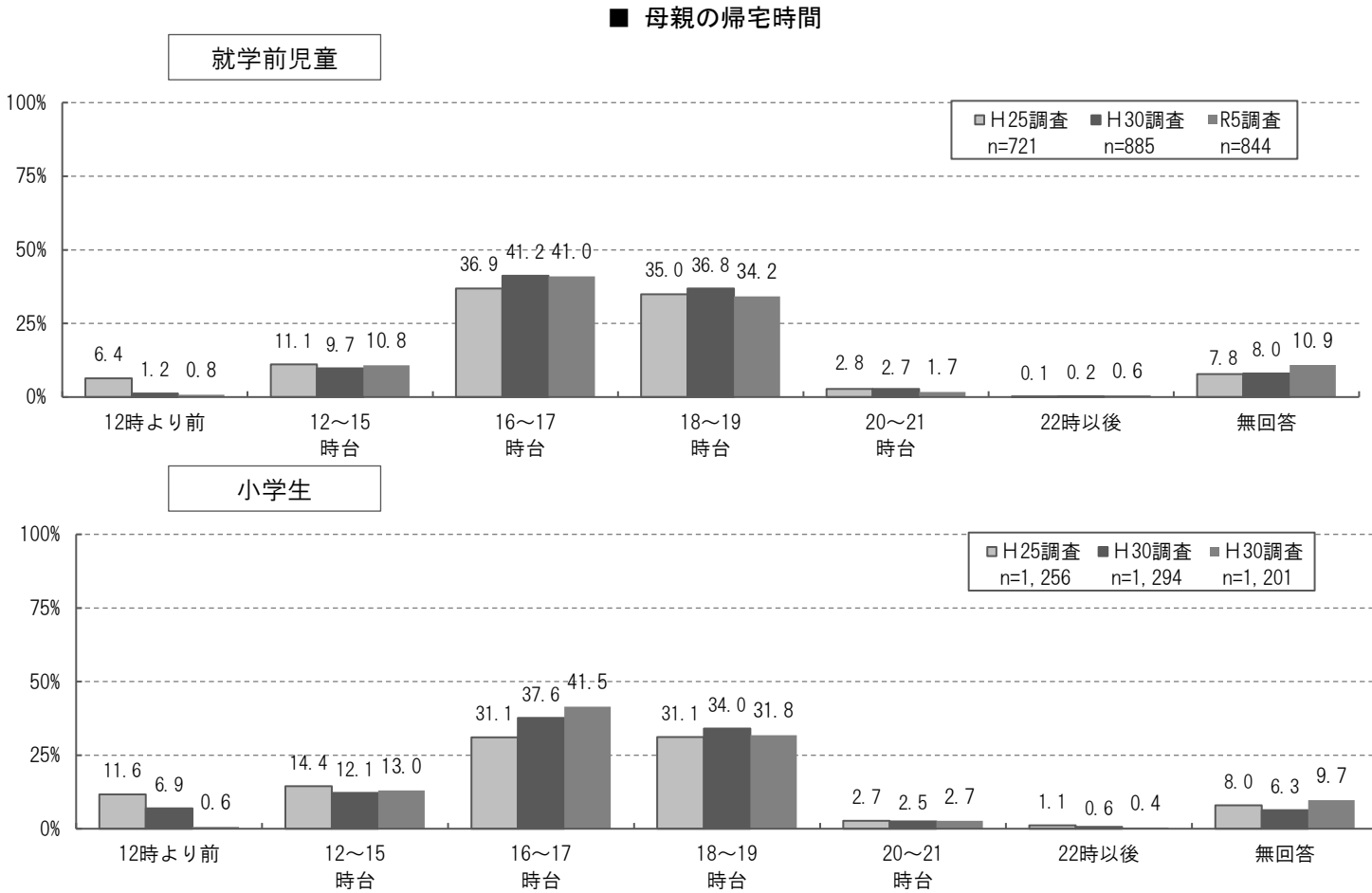
■ 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「16～17時台」（41.0％・41.5％）、の割合が最も高く、次いで「18～19時台」（34.2％・31.8％）となっています。

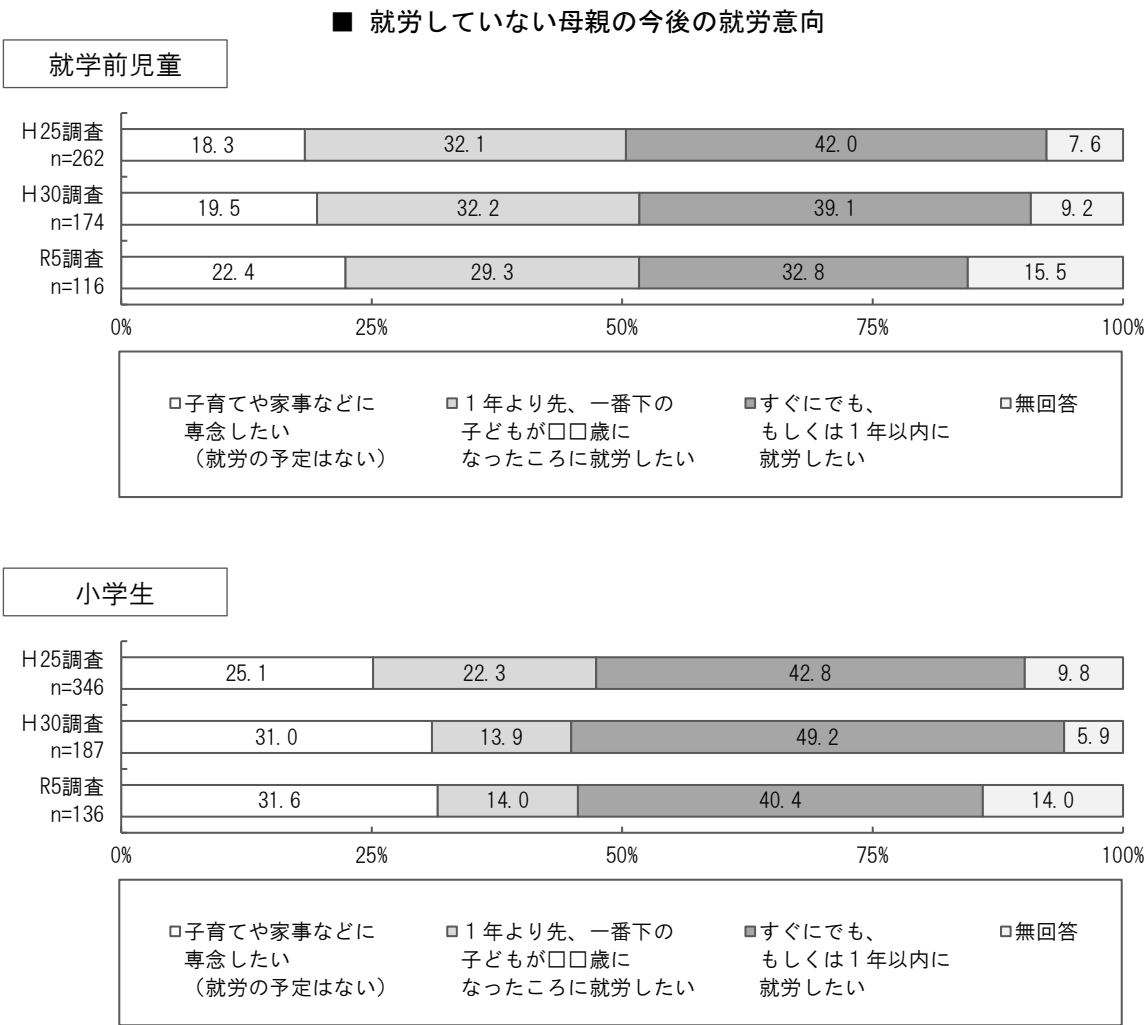
前回調査（H30）と比較すると大きな変化はなく、今回調査（R5）でも就学前児童・小学生ともに「16～19時台」に帰宅する母親の割合が高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童と小学生ともに「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（32.8%・40.4%）の割合が最も高くなっています。

前回調査（H30）と比較すると、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」母親は、就学前児童では2.9^{ポイント}高く、小学生では0.6^{ポイント}高くなっています。

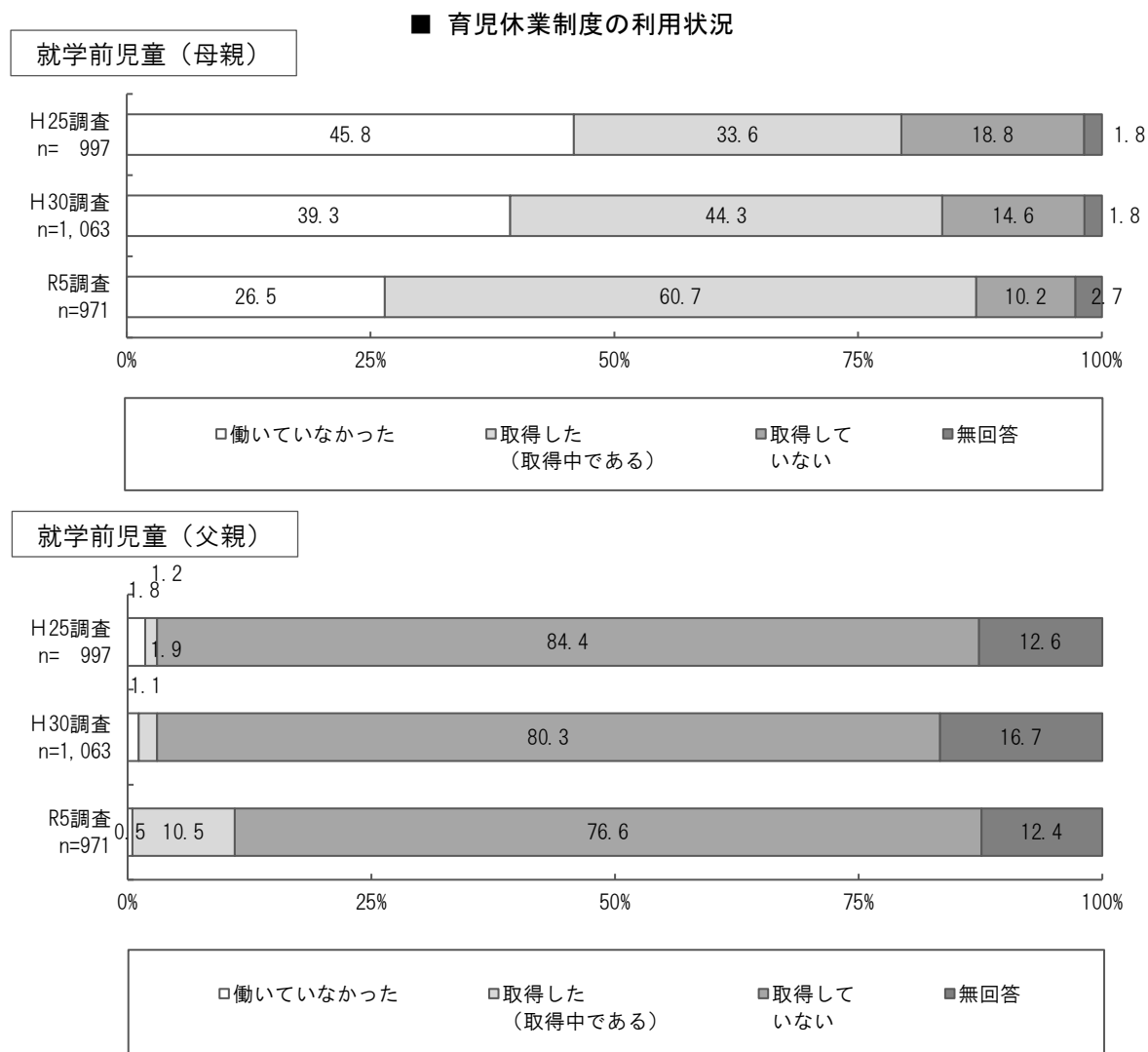


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

（３）育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は60.7%、一方、父親は10.5%となっています。

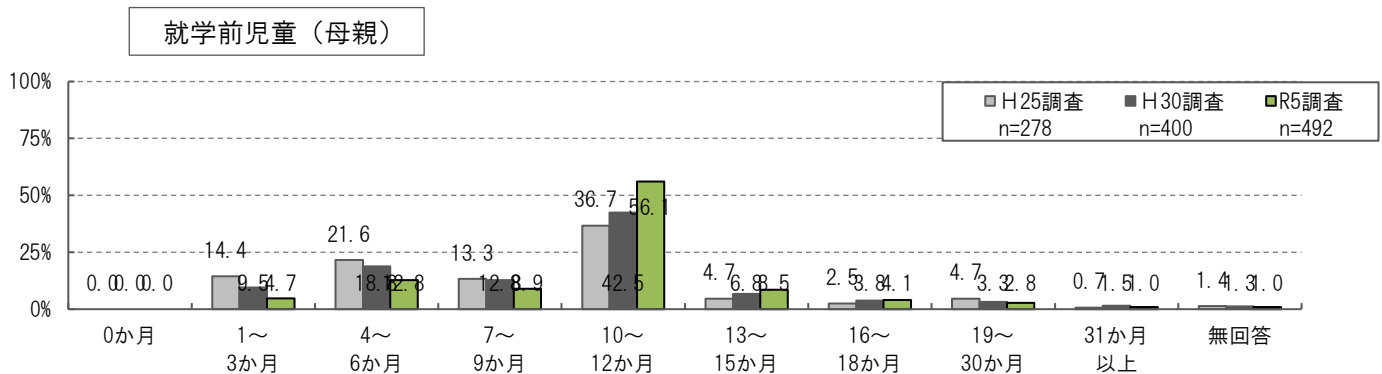
前回調査（H30）との比較をみると、「取得した（取得中である）」母親は16.4^{ポイント}、父親は8.6^{ポイント}高くなっています。



母親が育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢をみると、「10～12か月」（56.1%）の割合が最も高く、次いで「4～6か月」（12.8%）、「7～9か月」（8.9%）となっています。

前回調査（H30）との比較をみると、「1～9か月」では前回の割合を下回るものの、「10～15か月」では上回っていることから、育児休業の取得期間が長くなっている現状がうかがえます。

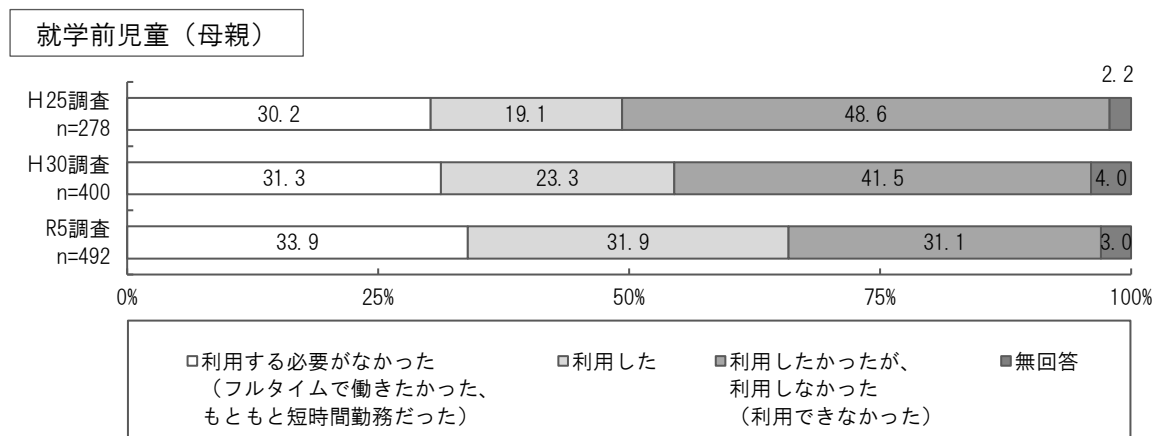
■ 育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は31.9%となり、前回調査（H30）と比較すると、8.6^{ポイント}高くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4 子ども・子育て支援事業の提供体制と利用状況

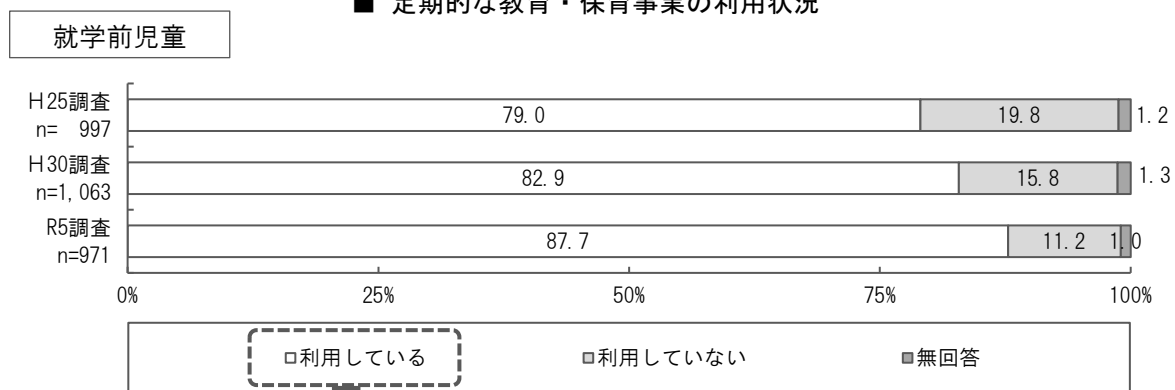
（１）定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は87.7%となっています。利用している教育・保育事業は、「認定こども園」（85.8%）の割合が最も高く、次いで「認可保育所」（7.5%）、「幼稚園」（6.0%）となっています。

また、実際の利用と利用希望との差をみると、「幼稚園」で10.2^{ポイント}、「幼稚園の預かり保育」で6.8^{ポイント}、「認可保育所」で5.7^{ポイント}と、いずれも希望が高い状況です。

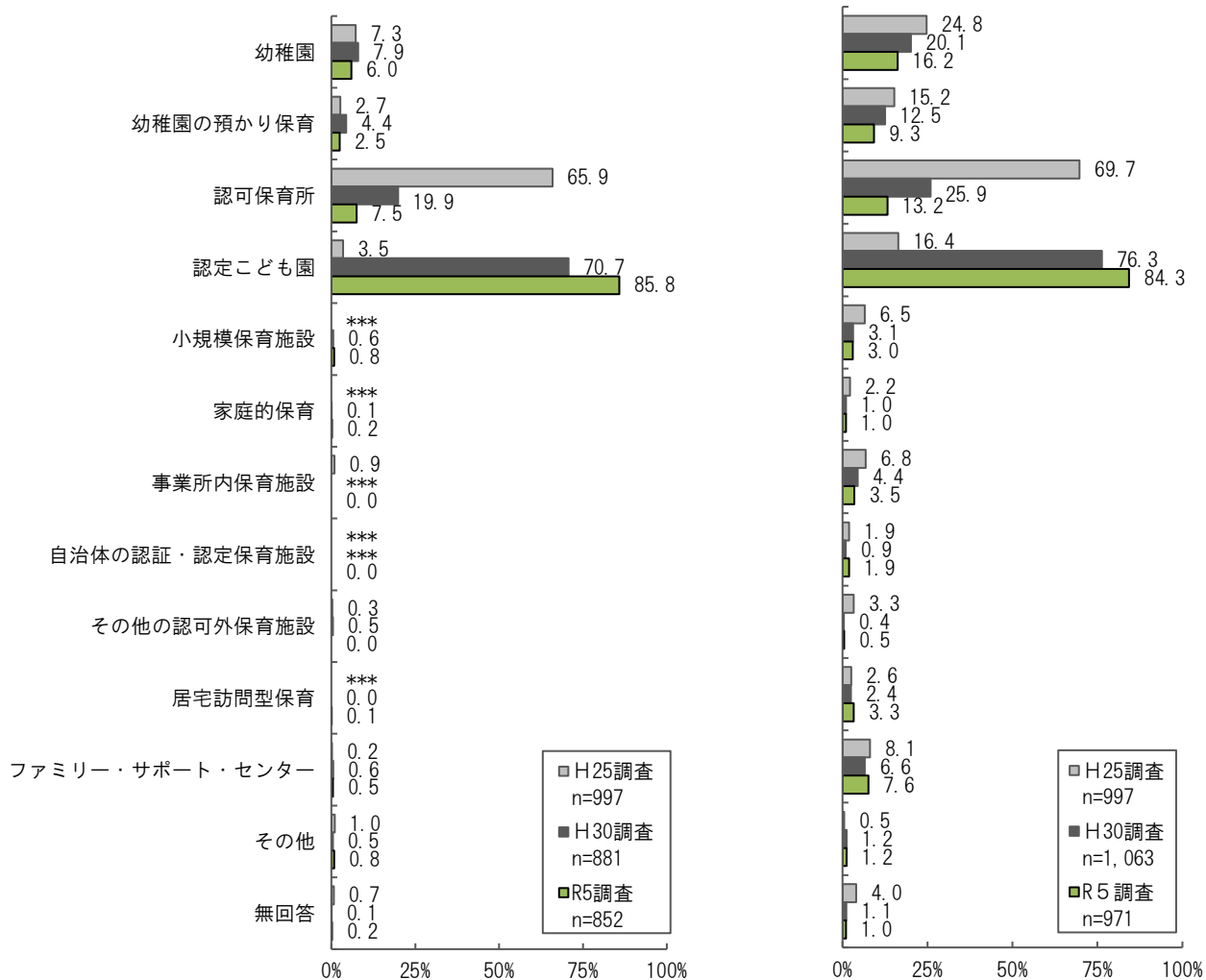
前回調査（H30）との比較をみると、定期的な教育・保育事業の利用割合は4.8^{ポイント}高くなっています。また、利用している教育・保育事業は「認可保育所」から「認定こども園」に移行しています。

■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



■ 利用している定期的な教育・保育事業

■ 利用を希望する定期的な教育・保育事業

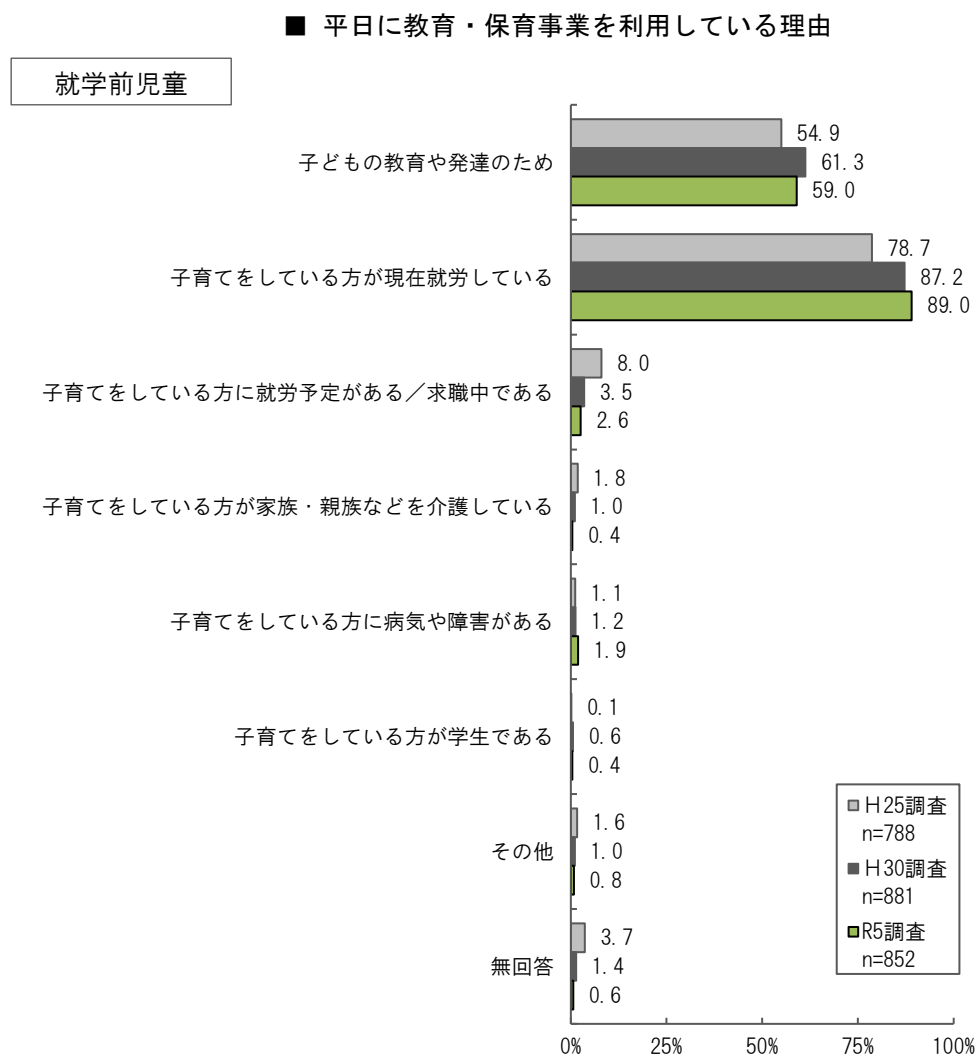


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

（２）定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」（89.0％）の割合が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」（59.0％）となっています。

前回調査（H30）との比較をみると、「子育てをしている方が現在就労している」の割合は、1.8^{ポイント}高くなっています。

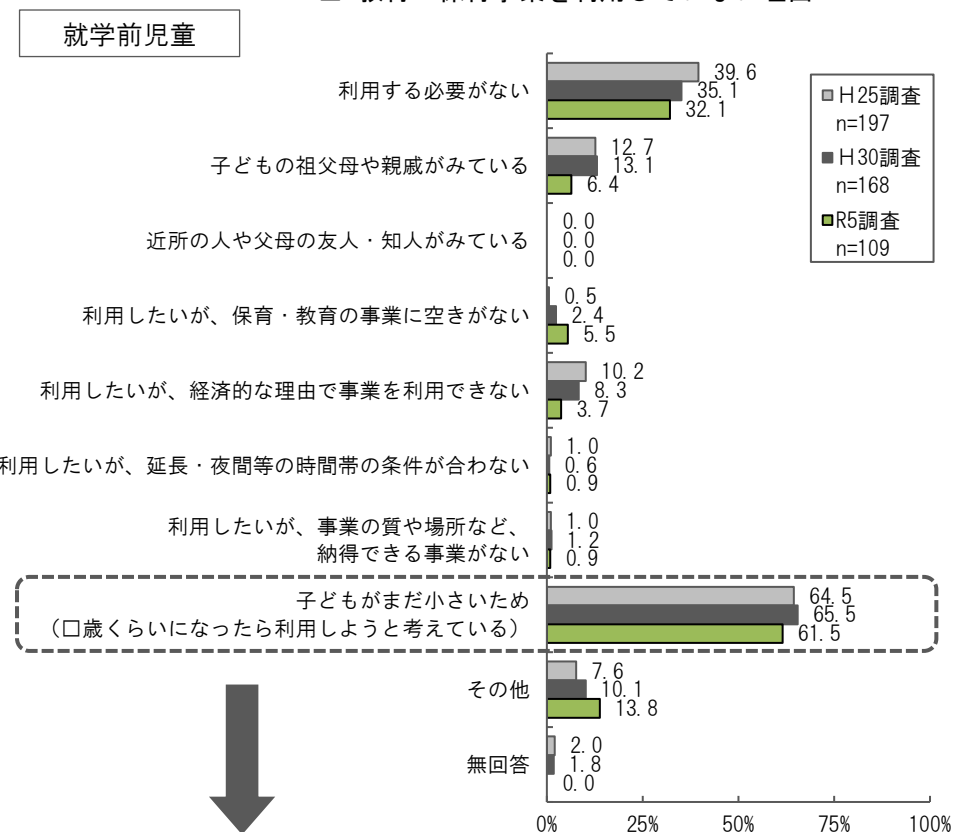


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

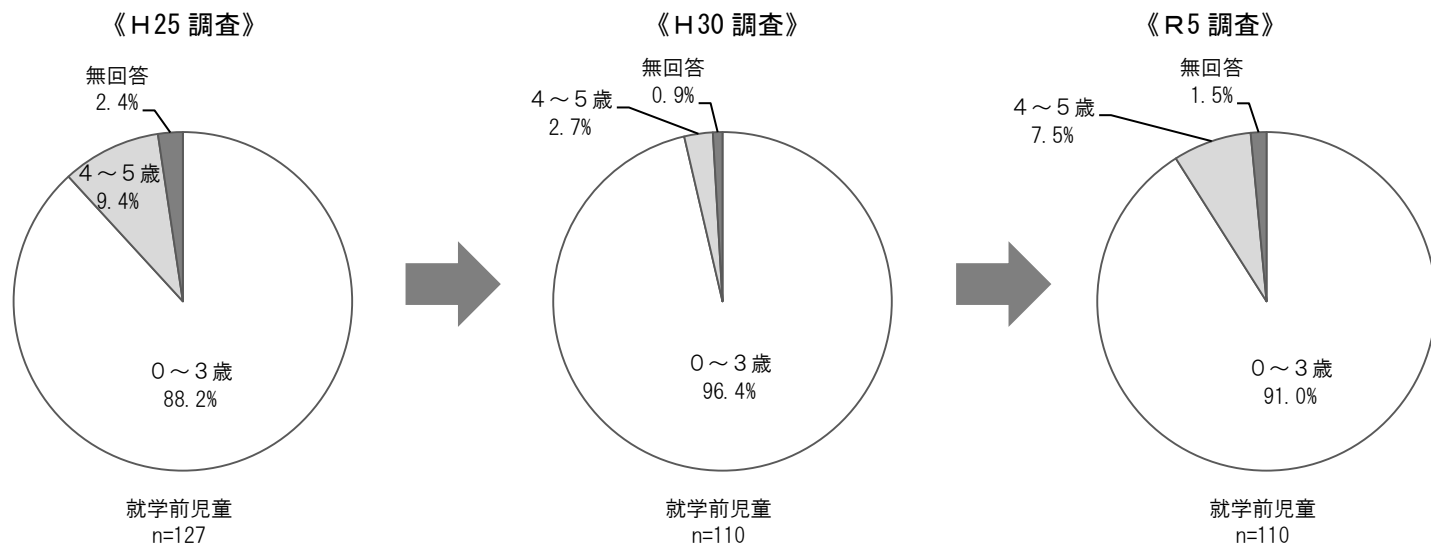
利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」（61.5%）、「利用する必要がない」（32.1%）の割合が高くなっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方のうち大半は、「3歳」までに利用しようと考えています。

前回調査（H30）との比較をみると、「利用する必要がない」方は3.0^{ポイント}、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」方は4.6^{ポイント}低くなっています。

■ 教育・保育事業を利用していない理由



■ 利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



5 施策の進捗評価

前計画である第2期計画は、8つの基本目標と23の推進施策並びに79の具体的事業により構成され、その結果として「目標達成」は73施策（92.4%）、「充実（目標に向かって推進・改善）」は2施策（2.5%）、「現状維持」は2施策（2.5%）、「停滞」は無し、「未実施」は1施策（1.3%）、「評価できず」は1施策（1.3%）という進捗評価となりました。

基本目標別に「目標達成」の事業をみると、基本目標1「結婚・出産に対する支援の充実」、基本目標2「母親及び乳幼児等の健康の増進」、基本目標5「要保護児童へのきめ細やかな対応」、基本目標7「子ども等の安全の確保」となっています。

また、「充実」の評価となった施策は、基本目標3「地域における子育ての支援」、基本目標4「職業生活と家庭生活との両立の推進」で、基本目標6「子どもの教育環境の整備」の施策（2）の中の「青少年の体験活動の充実」と、基本目標8「子育てを支援する生活環境の整備」の施策（3）中「安全な歩道の整備」が「現状維持」となっています。

さらに、基本目標8では、施策（3）「安全な道路交通環境の整備」のなかの「歩行者優先の道路整備」について、平成29年度に歩行者優先の道路整備を行いました。その後の計画はないため、「未実施」となっています。

基本目標1「結婚・出産に対する支援の充実」（1）の「ごしょがわら縁結びサポート事業」は令和4年度末で廃止し、事業が組み換えになったことから、「評価できず」となっています。

■ 第2期計画における施策の進捗評価

施策名	施策数	目標達成	充実	現状維持	停滞	未実施	評価できず
計画全体	79	73	2	2		1	1
基本目標1 結婚・出産に対する支援の充実	2	1					1
（1）結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進	2	1					1
基本目標2 母親及び乳幼児等の健康の増進	17	17					
（1）子どもや母親の健康の確保	8	8					
（2）食育の推進	3	3					
（3）思春期保健対策の充実	1	1					
（4）小児医療の充実	5	5					
基本目標3 地域における子育ての支援	10	9	1				
（1）地域における子育て支援サービスの充実	6	6					
（2）教育・保育サービスの充実	1	1					
（3）子育て支援のネットワークづくり	1	1					
（4）子どもの健全育成	2	1	1				



施策名	施策数	目標達成	充実	現状維持	停滞	未実施	評価できず
基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進	1		1				
(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	1		1				
(2) 仕事と子育ての両立の推進	0						
基本目標5 要保護児童へのきめ細やかな対応	22	22					
(1) 児童虐待防止対策の充実	4	4					
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	3	3					
(3) 障がい児施策の充実	15(5)	15(5)					
基本目標6 子どもの教育環境の整備	17	16		1			
(1) 一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実	14	14					
(2) 学校・家庭・地域の連携推進	3	2		1			
基本目標7 子ども等の完全の確保	5	5					
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	2	2					
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	3	3					
基本目標8 子育てを支援する生活環境の整備	10	8		1		1	
(1) 良質な住宅の確保	2	2					
(2) 良好な居住環境の確保	2	2					
(3) 安全な道路交通環境の整備	2			1		1	
(4) 安心して外出できる環境の整備	2	2					
(5) 安心・安全まちづくりの推進	2	2					

※()内は施策の再掲数となります。



6 本市における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や第2期計画の施策進捗評価に基づき5つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者は87.7%、利用していない保護者は11.2%となっています。また、母親の就労割合をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに86.9%となっています。平成30年度の前回調査と比較すると、就労している母親の割合は就学前児童で3.4^{ポイント}、小学生でも1.3^{ポイント}高くなっています。第2期計画に引き続き、適正な教育・保育事業量の確保が必要となります。ニーズに対応した教育・保育事業になるよう、環境整備、質の向上に努めていくことが必要です。

課題2 周囲の援助が得られなかったり、相談先がない家庭が一定以上存在

就学前児童の子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、「祖父母等の親族に預かってもらえる」と回答した人の割合は前回調査から減少し、「いずれもない」と回答した人が11.2%と増加しており、本市でも核家族化の進行と、子育て世帯のみで育児を行う環境が顕在化しています。子育て世帯の孤立化等が懸念されるため、地域全体で子育てを支え合える体制の構築が求められており、また、こども家庭センターや各相談窓口との連携をはかり、包括的な相談体制を整備していく必要があります。

課題3 子育て支援事業等における周知や利用促進の取組

子育て支援事業の周知度を見ると、「市の保健師が実施する相談事業（エンゼル相談等）」（76.7%）、「利用者支援事業（子育てステーション「すてっぷ」）」（75.2%）、「ファミリー・サポート・センター」（68.9%）、「出産・子育ての総合相談窓口（こども家庭センター）」（61.9%）となる一方、「子育て応援サイト（市のホームページ）」（47.2%）、「保育園等の園庭開放」（44.3%）と低い状況です。また、今後の利用希望が高い事業は、「子育て応援サイト（市のホームページ）」（38.6%）、「保育園等の園庭開放」（36.8%）が上位に上がっているため、必要な情報が利用者へ届くよう、事業への周知の推進や、利用促進に向けた取組が必要になります。

課題4 放課後児童クラブの充実

放課後の過ごし方において、「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると小学校低学年の期間の利用希望は就学前児童保護者で61.3%、小学生保護者で66.9%を希望しており、高学年になっても就学前児童保護者で38.1%、小学生保護者で32.9%



と希望があり、子どもの放課後の安全な過ごし方という点で、放課後児童クラブは一定の役割を担っています。今後も子どもの健全育成につながる事業として子どもの年齢が上がるにつれ変化する保護者のニーズに対応しながら、よりよい事業内容への改善、運営整備を図っていくことが求められます。

課題5 ワーク・ライフ・バランスの啓発

就学前児童保護者の「育児休業給付」(57.1%)、「保険料免除」(35.5%)という認知状況下において、お子さんが生まれた時に「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者のうち、育児休業を取得または取得中の母親は60.7%、父親は10.5%の状況です。また、平成30年度の前回調査と比較すると、母親は16.4^{ポイント}増加し、父親は8.6^{ポイント}増加しています。職場復帰時に「短時間勤務制度」を利用した母親は31.9%、父親は4.1%となっており、利用しなかった理由としては、「職場に取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「短時間勤務にすると給与が減額される」をあげています。

以上の結果から、雇用及び経済面において、安心して出産・育児が出来る職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、希望した育児休業期間満了時から教育・保育事業を利用したい保護者が、不安なく利用できる事業体制・運営となるようにさらなる改善をしていく必要があります。母親は育児休業の取得割合が60%以上と高くなっているものの、父親は前回調査から大幅に増加しても10%台であり、今後は父親の育休取得が当たり前の職場環境を整備し、仕事と育児を両立しながら、夫婦が一緒に子育てをする共働き・共育ての促進を図る必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市は、これまで子育て世代の経済的負担の軽減、相談体制の強化、コミュニティの拠点となる公園の整備など、子育てを取り巻く環境を充実させることで若い世代の定住を促進してまいりました。

また、次期総合計画の基本目標に「市民に寄り添った福祉の充実」、「地域の特色を活かした経済活動の活性化」、「豊かな教養を育む教育・人づくり」、「将来を見据えた安全安心なまちづくり」を掲げ、子どもから高齢者、そして障害の有無に関わらず、すべての市民が生活の豊かさを実感できるよう「誰ひとり取り残さない、持続可能な地域共生社会」の構築に努めるとともに、社会の宝である子どもを「地域全体で育てる」という思いのもと、将来にわたって住み続けたいと思えるような魅力的なまちづくりを進めます。

《基本理念》

**～市に生まれ育つ全ての子どもたちと
その家族の幸せのために～
子どもの育ちを地域で支え合うまちづくり**



2 施策の基本的視点

本計画の基本理念を実現するために、以下の4項目を基本的視点として、子育てをしたいまちになるよう、施策・事業を組み立て推進します。

基本的視点1 結婚、妊娠・出産、乳幼児育児の支援

結婚を希望する男女に対して出会いの場を創出するとともに、妊娠期から出産、子育てなどに関する不安や悩みを誰もが相談でき、必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、切れ目のない相談支援を実施します。

妊娠・出産・乳幼児育児においては、親子ともに心身の健康が重要であるため、母子の検診や各種相談を充実させ、育児不安解消や孤立予防を図ります。

基本的視点2 教育・保育環境の充実

働く親が子どもを安心して預けることができる安全・衛生に配慮された施設環境の整備と、保育人材を確保していくための、保育士の処遇改善、労働環境改善を支援します。

教育・保育施設と連携し、定員調整などによる持続可能な教育・保育体制を確保します。

基本的視点3 地域で育てる子育て体制の構築

多様な家庭の支援ニーズに適切に対応するため、仕事と育児の両立を可能とする支援体制を構築します。

それぞれの家庭に寄り添い、ニーズに応じた施設や制度を円滑に利用できるよう、相談支援や情報提供の充実、関係機関同士の連携、地域のネットワーク強化を図り、必要な支援を紹介するなど、きめ細やかな対応を行います。

基本的視点4 特別な配慮を必要とする子ども・家庭への支援

児童虐待、貧困、発達や心身の障がい、ヤングケアラーなど、様々な要因により課題を抱えている子どもや家庭が増加傾向にあるため、早期に発見し、相談・支援につなげる体制を整備します。また、疾病や障がい等により、支援が必要な子どもの特性に応じた保育等の体制の充実を図ります。さらに、ひとり親家庭の社会的・経済的自立のため、資格取得に対する支援等、生活の安定に向けて支援します。

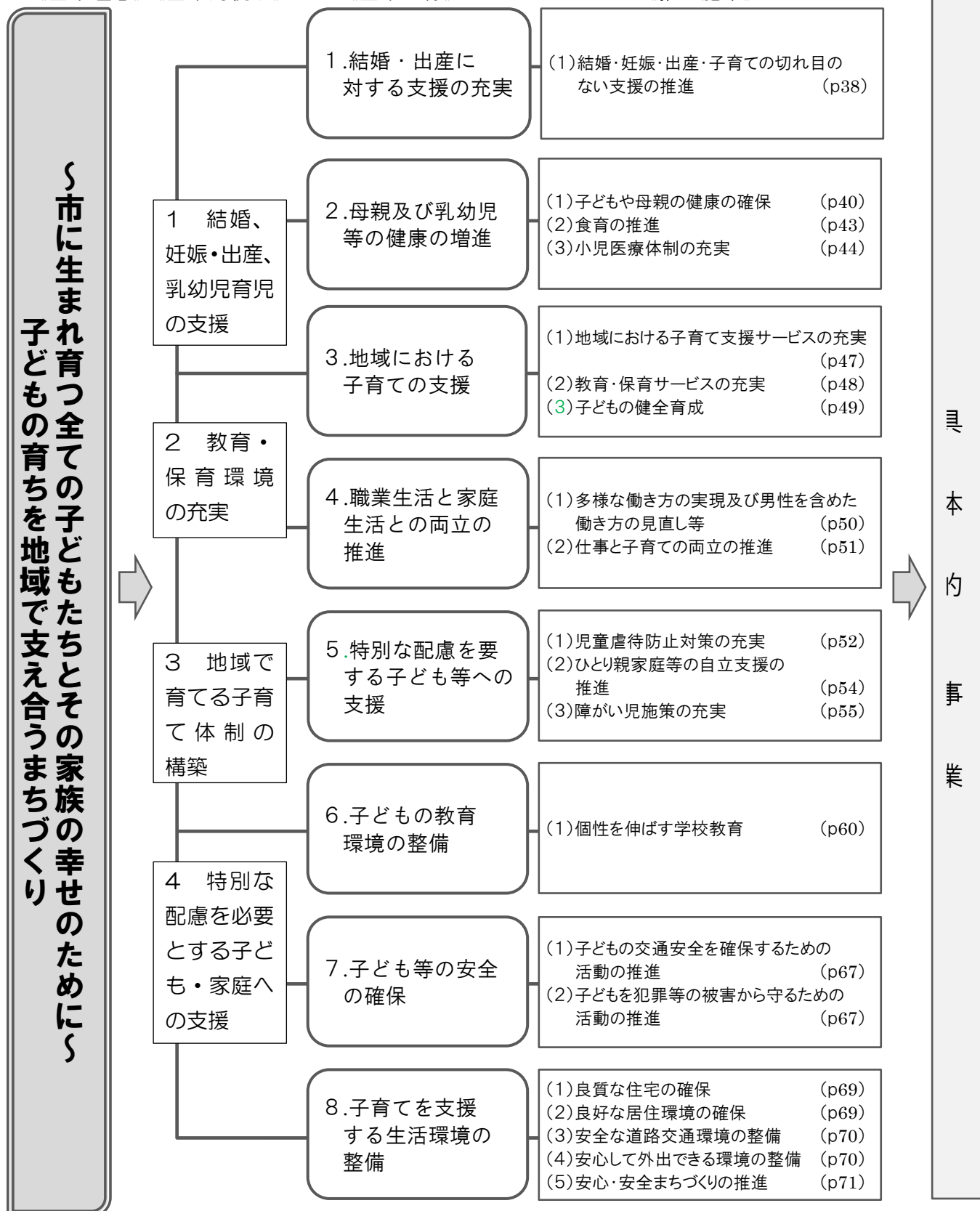
3 施策の体系図

「基本理念」の実現に向けて、「基本的視点」を踏まえ、8つの「基本目標」により計画を推進します。

《基本理念》《基本的視点》

《基本目標》

《推進施策》





第4章

子ども子育ての施策展開



第4章 子ども子育ての施策展開

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、2015（平成27）年4月から適用され、本計画においてもこの指針に即して策定しています。市町村は①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の整備、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥その他の次世代育成支援対策の実施について、計画の策定にあたるものとされています。

今回の改正事項で次世代育成支援対策は、2023（令和5）年に施行された「こども基本法」に基づく、こども施策の推進と調和のとれた形で進めるのが望ましいとされており、本市は現状の課題や今後の施策の方向性を踏まえ、第2期計画から改訂が必要な施策について追加・修正を行いました。



基本目標1 結婚・出産に対する支援の充実

現状と課題等

晩婚、晩産化や核家族化の進行等、ライフスタイルの変化に伴い、子育て世帯を取り巻く環境は著しく変化しています。妊婦面接時の相談内容にも、育児不安や、経済面の不安、孤立を感じる母親が増加傾向にあり、妊娠中から保健師等の専門的な相談支援を充実させると共に、子育て家庭の負担軽減に向けた支援の充実が求められています。また、結婚したい男女の希望を叶えるため、出会いの場づくりを創出する等、県や県内市町村と連携を図ります。

安心して子どもを産み育てるためには、結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じて切れ目のない支援が必要であることから、多様なニーズに対応したきめ細かい支援に取り組みます。

推進施策の展開

推進施策（1）結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の推進

- 妊娠中から産後までの心身が不安定になりやすい時期に、必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠期の相談支援をより一層充実させます。
- こども家庭センターの保健師・社会福祉士等による相談支援体制を充実させることは、悩みを抱える妊産婦・子育て家庭・子ども等を早期に把握し、他機関につなげることはもとより、児童虐待等の予防や早期発見に資するという観点からも重要です。
- 妊産婦に対する経済的支援を行うことで、妊娠期から出産後までの経済的な負担を軽減します。

施策① 婚活支援事業

結婚を前提とした出会いを希望する男女を対象に、県・県内市町村と連携し、出会いの場を創出します。

これまでの取組	担当課
2022（令和4）年10月から県・市町村・民間企業による「あおり出会いサポートセンター」の共同運営に参加しており、男女の出会いの機会創出のため、継続して事業を実施している。 【2023（令和5）年度実績：成婚者2名】	子育て支援課



施策② こども家庭センター

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のため、子育て支援課内に「こども家庭センター」を設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談窓口として、保健師・社会福祉士等が妊産婦や子ども・子育て家庭からのあらゆる相談に応じ、関係機関と共に子どもとその家庭の状況に応じた支援を行います。また、困難を抱えながらもSOSを発信できない子どもや家庭をできるだけ早期に把握し、支援につなげられるよう、関係機関との連携を強化します。

これまでの取組	担当課
2023（令和5）年4月に児童福祉分野と母子保健分野の業務を一体的に行う「こども家庭センター」を子育て支援課内に設置し、全ての妊産婦、子ども、子育て世帯に対して、関係機関と連携しながら、切れ目のない相談支援を実施している。	子育て支援課

施策③ 妊婦のための支援給付

妊娠届出後と出産後にそれぞれ給付金を支給することにより、妊娠期から出産後の経済的負担を軽減します。また、児童福祉法に基づく妊婦等包括相談支援事業と組み合わせ、妊娠期からの効果的な切れ目のない支援を行います。

これまでの取組	担当課
妊娠届出時及び出産届出時に、それぞれ5万円の給付金を支給し、子育て世帯への経済的支援を行っている。 【令和5年度実績：出産応援給付金217人、子育て応援給付金206人】	子育て支援課

施策④ 出産サポートタクシー

陣痛等で受診する際に、妊婦を優先的に出産予定の病院へタクシーで送り届けます。事前登録制で、いざというときの安心のために備えます。

これまでの取組	担当課
五所川原市に住民票がある妊婦と、里帰り出産のために五所川原市内に滞在している妊婦を対象に、いざというときの交通手段を確保し、支援している。 【令和5年度実績：登録者65人、利用者3人】	子育て支援課



基本目標2 母親及び乳幼児等の健康の増進

現状と課題等

近年は、女性の社会進出や晩婚化等による少子化の進行、核家族化や都市化の進行により地域のつながりも希薄になるなか、母子を取り巻く環境は著しく変化しています。本市においても、合計特殊出生率が全国平均、県平均より減少しており、また、核家族化が進んできています。

妊婦の喫煙、家族からの受動喫煙、飲酒等が身体的・精神的に健康に及ぼす害は大きな問題です。妊婦面接時の相談内容にも、育児不安や、経済面での不安、孤立を感じる母親が増加傾向にあり、子育て機能の低下が考えられます。

これらのことから、こども家庭センターの相談機能を一層充実させ産後ケアの拡充も視野に入れながら、育児情報の交換や仲間づくりの場の提供など育児不安の軽減や虐待予防、事故防止の啓発に努めていくことが、今後更に重要となってきます。

推進施策の展開

推進施策（１）子どもや母親の健康の確保

- 晩婚、晩産化や核家族化の進行に伴い、子育て世帯を取り巻く環境が著しく変化しているなか、妊娠・出産・乳幼児育児において、親子ともに心身の健康のための支援が重要になっています。
- 妊婦健康診査の定期的な受診を促し、母体や胎児の健康管理を充実させると共に、妊婦の経済的負担や不安の軽減を図り、母子共に安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査の受診券を交付し、費用助成を行います。
- 出産後に保健師等が訪問し、育児に関する不安・悩みの相談に応じ、親子が地域で孤立せずに、安心して育児ができるよう支援を行います。
- 養育者の育児不安を軽減し、見通しをもって子育てができるよう、乳幼児健康診査等の機会を通じて、子どもの発育・発達段階に応じた正しい知識の啓発や育児力の向上につながる支援の充実に取り組みます。
- 子育てを困難に感じる養育者が、悩みを一人で抱えることなく育児ができるよう、保健師等による個別相談や家庭訪問において、個々の状況に応じた支援に取り組みます。また、子育ての不安や孤立感を抱える家庭に対しては、希望に応じて訪問し相談支援を行います。



施策① 母子健康手帳の交付及び妊婦保健指導

妊娠の届出があった妊婦に対し母子健康手帳を交付し、妊婦保健指導を行っています。妊娠に対する思いを確認し、妊婦が元気な子を産みたいという気持ちで出産に望むことができるよう支援していきます。

これまでの取組	担当課
母子健康手帳交付時に保健師による妊婦保健指導を行い、全妊婦に支援プランを作成し、支援している。また、伴走型支援として不安や悩みを相談する場を提供し、安心して元気な子を出産できるよう支援している。 【令和5年度実績：母子手帳交付と妊婦保健指導者数 196人】	子育て支援課

施策② 妊婦委託健康診査事業

妊婦委託健康診査受診票を交付し、適切な時期に健康診査を受診し、健康管理に努めるよう医療機関に委託し実施しています。

これまでの取組	担当課
妊娠中14回の妊婦委託健康診査受診票、産後2回の産後健康診査受診票を交付し、継続して健康診査を受診し、妊娠中や産後の健康管理に努められるよう、医療機関に委託し実施している。また、多胎妊婦の場合は、前述に加え最大7回基本的な妊婦健康診査を実施し、安心して妊娠期間を過ごせるように支援している。 【令和5年度実績：妊婦健康診査受診数 延べ3,708人、産後健康診査受診数 延べ331人】	子育て支援課

施策③ こんにちは赤ちゃん訪問事業

生活環境・健康上訪問指導が必要な妊婦や初産婦、育児不安がある経産婦及び新生児を含む4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に、保健師等が家庭訪問し、母子の健康管理の徹底を図り育児不安をやわらげ、家庭内の育児が円滑に行われるよう支援していきます。

これまでの取組	担当課
生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師や助産師が全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、育児や発達発達に関する様々な相談に応じたり、助言や援助を行うことで、安心して育児ができるよう支援している。 【令和5年度実績：こんにちは赤ちゃん訪問 延べ405件】	子育て支援課

施策④ 乳児委託健康診査事業

乳児を対象に乳児委託健康診査受診票を交付しています。

乳児健診を医療機関に委託して実施することにより、乳児の健康保持・増進を図ります。令和5年度からは新生児聴覚検査の費用助成も実施しています。



これまでの取組	担当課
乳児委託健康診査受診票を2回分交付し、それに加えて、R6年度からは新生児聴覚検査の費用助成も行い、医療機関に委託して実施し、乳児の健康保持・増進を図っている。 【令和5年度実績：乳児委託健康診査利用者 191人 受診率 99.5%】	子育て支援課

施策⑤ 乳幼児健康診査事業

4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、精神発達精密健康診査を実施し令和6年度からは5歳児発達相談も実施しています。

疾病や心身障がい早期発見、早期治療・早期療育を促すとともに、心身・運動・言語の発達確認を行います。

また、乳児期からの栄養相談・保健指導、虫歯の予防、事故防止、生活習慣の確立などの育児支援を行い、親の育児不安の軽減及び解消に努め、乳幼児の健全な発育・発達を促し、保護者の育児交流や情報共有の場になるよう努めていきます。

さらに、保健協力員（母子保健推進員）が健診事業に協力し、子どもとの遊び方や育児についての相談相手として子育てを支援していきます。

健診未受診児には、早期に保護者または関係機関からの状況把握に努めます。

これまでの取組	担当課
母子保健法に基づき、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に健診を実施している。乳幼児健康診査では対象児の心身、運動、言語などの発達確認を行い、疾病や心身障害の早期発見、早期治療、早期療育につないでいる。 【令和5年度実績：4か月児健診受診率96.4% 1歳6か月児健診受診率100% 3歳児健診受診率100%】	子育て支援課

施策⑥ 母子相談事業

母子相談を保健センター等で実施しています。

保健師・栄養士が子どもの発育・発達、育児、遊び、交流、食事等に関する相談に応じ、母子が健康で安心した生活が送れるように支援していきます。

また、随時、来所・電話・メール相談も実施しています。

これまでの取組	担当課
保健師、栄養士が子どもの発育・発達、育児、食事等に関する相談に応じ、母子が健康で安心した生活が送れるように支援している。エンゼル相談は開催日を設け、月1回、保健センター五所川原で実施し、電話や来所等の相談は、随時対応している。R6年度からは、5歳児発達相談も実施し、発達に関する支援を強化している。 【令和5年度実績：母子相談 延べ413件】	子育て支援課

施策⑦ ことばの相談

言語聴覚士がことばに関する相談に応じ、日常生活の中での関わり方を具体的に指導する等、毎月2回程度実施し、幼児のことばの発達を支援していきます。



これまでの取組	担当課
言語聴覚士がことばに関する相談に応じ、日常生活の中での関わり方を具体的に指導する等、幼児のことばの発達を支援している。 【令和5年度実績：ことばの相談 延べ58人】	子育て支援課

施策⑧ 母子訪問事業

各種乳幼児健診や相談後の経過観察児、健診未受診児、育児不安を持つ家庭に対し、保健師・栄養士が訪問指導を実施し安心して育児できるよう支援していきます。

これまでの取組	担当課
乳幼児健診や相談後の経過観察児、健診未受診児、育児不安を持つ家庭に対し、保健師や栄養士、社会福祉士が訪問指導を実施し、安心して育児できるように支援している。 【令和5年度実績：母子訪問 延べ104件】	子育て支援課

施策⑨ 再喫煙防止励まし支援レター（禁煙レター）

妊娠後に禁煙し、4か月児健康診査受診時に禁煙継続できている産婦へ、健診から2か月後と4か月後の2度、再喫煙防止励まし支援レター（禁煙レター）を送付し、健康の保持増進を図ります。

これまでの取組	担当課
禁煙に関するメリットを伝え、継続して禁煙ができるよう支援している。 【令和5年度実績：延べ27人】	子育て支援課

推進施策（2）食育の推進

○規則正しい食習慣の形成が、子どもの心と体の健康問題に大きく関わっています。乳幼児期からのバランスのよい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間形成や家族の関係づくり、心身の健全な育成を図るために関係機関が連携し、乳幼児期から発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行っていきます。

施策① 子どもの食育・栄養相談

就学前までの子どもとその保護者を対象に、子どもの食生活における保護者の疑問や悩みを解決し、健全な食習慣の確立と食に対する関心及び理解を深めます。

これまでの取組	担当課
各種乳幼児健診、母子相談では、栄養士が集団健康教育や個別栄養相談を実施し、保護者の疑問や悩みに対して支援を行っている。また、電話や来所等の相談は、随時対応している。 【令和5年度実績：集団健康教育6名、個別栄養相談302名】	子育て支援課



施策② 食育推進支援事業

乳幼児、年長児の保護者を対象に、乳幼児期から規則正しい生活リズムの定着、肥満や虫歯予防を目指し、家庭において望ましい食生活を送ることができるよう、地域に根差した食育活動に努めます。

これまでの取組	担当課
「子どもの食育講座」と称し、子どもの肥満や虫歯予防を目指し、栄養士、食生活改善推進員等が講師として各保育施設等に出向き実施している。R4年度までは保護者のみを対象としていたが、R5年度から幼児のみ又は親子へ変更し、講話に絵本の読み聞かせや調理体験を加えた事で、より実践的な食育体験となり希望施設の増加が見られた。 また「おやこの食育教室」と称し、食生活改善推進員が講師として年長児とその保護者に対して、調理体験を通した食の学習を実施している。	健康推進課

推進施策（３）小児医療体制の充実

- 少子化が進行する社会において、生まれた子どもが健やかに育つよう支援することは、小児医療の主要な課題になっています。
- 小児医療では、かかりつけ医が単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに、新生児聴覚検査や予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められています。
- 今後も救急医療体制の確保は重要であることから、地域医師会との連携を図り救急医療体制の確保に努めていきます。
- 子育て世代の経済的な負担を軽減すると共に、高校３年生までの全ての子どもが安心して医療機関等で受診できるよう、医療費の自己負担分を助成します。また、未熟児の治療にかかる医療費や、ハイリスク妊産婦の交通費等を助成し、より安心な小児医療環境づくりを進めます。

施策① 地域住民への教育

保護者が、子どものかかりやすい病気や応急手当の方法、医療機関へのかかり方について正しい知識を身につけ、子どもの健康を守るよう支援していきます。

また、子どもの病気や発育・発達、予防接種に関して気軽に相談できるよう支援体制の整備を行い、かかりつけ医をもつことを推奨していきます。

これまでの取組	担当課
乳幼児健診等の事業を通じて、子どものかかりやすい病気や事故予防、医療機関へのかかり方等の情報提供を行い、保護者が子どもの健康を守るよう支援している。また、子どもの病気や発育・発達、予防接種に関して、こども家庭センターへ気軽に相談できるよう周知し、相談対応している。	子育て支援課



施策② 在宅当番医制事業

救急医療体制維持のため、軽度な救急患者に対する診療を行う在宅当番医制を地域医師会の協力を得て実施し、休日（午前9時～正午、月1回程度）の初期救急医療体制を確保します。

これまでの取組	担当課
休日の初期救急医療として、地域医師会による第一次救急医療体制の維持協力により、独歩による来院が可能な軽度の救急患者の診療機会を確保し、事業を継続実施している。	健康推進課

施策③ 予防接種事業

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の予防を目的に、定期の予防接種に定める疾病に対するワクチンを、市内実施医療機関及び青森県内広域予防接種による県内協力医療機関へ委託し、事業を通年実施します。

また、予防接種に関する正しい知識の普及啓発と、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ります。

これまでの取組	担当課
予防接種法に基づく疾病に対する予防接種を、市内実施医療機関及び県内広域予防接種の利用により通年実施しており、標準的な接種時期に接種完了できるよう、市ホームページや公式SNS及び個別通知で周知するほか、関係部局協力のもとリーフレットの配布など、様々な機会と媒体を活用し、積極的な接種勧奨を実施している。	健康推進課

施策④ 子ども医療費給付事業

子どもの健康及び育児環境の向上を目的に、その保護者の方に対して、医療費の助成を行っていきます。2023（令和5）年8月診療分から、対象を「高校卒業まで」に拡大しています。

これまでの取組	担当課
対象年齢を引き上げ、0歳から18歳までの子育て世帯への経済的負担の軽減を図った。また、出生・転入時、受給資格申請を促し、対象児童へ資格証を交付することで、子どもの健やかな成長を支援し育児環境の向上を図っている。 【令和5年度末実績】対象児童数：5,116人（未就学児1,594人、小中学生2,606人、高校生916人） 【未申請者：未就学児0人、小中学生4人、高校生0人】	子育て支援課

施策⑤ 妊産婦10割給付事業

国民健康保険に加入している妊産婦に対して、妊産婦の健康及び出産環境の向上を目的に、妊娠届出の受理のあった日から出産の日の属する翌月の末日まで、医療費の助成を行っていきます。



これまでの取組	担当課
国保加入の妊産婦の外来通院時の自己負担が無料となる事業であり、全対象者に届出していただき、証明書を交付することで経済的負担の軽減を図っている。(令和5年度実績35件)	国保年金課

施策⑥ 未熟児養育医療給付制度

出生時の体重が2,000グラム以下または身体の発育が未熟な状態で生まれ、医師が入院養育を必要と認めた場合に、治療に必要な医療費の一部を助成します。

これまでの取組	担当課
身体の発育が未熟な状態で生まれた児に対して、指定医療機関で行う入院治療費（保険診療と食事療養費）を助成している。 【令和5年度実績】対象児数：7人	子育て支援課

施策⑦ ハイリスク妊産婦アクセス支援事業

妊産婦が治療・出産・子どもの面会のために周産期医療センターへ入院または通院する際に必要な交通費等を一部助成します。

これまでの取組	担当課
青森県立中央病院、弘前大学医学部附属病院等へ通院する際に必要な交通費などの一部を助成している。 【令和5年度実績】対象者数：4人	子育て支援課



基本目標3 地域における子育ての支援

現状と課題等

近年、核家族化や都市化が急速に進行する中、地域における人と人とのつながりが希薄になり、身近に相談できる人、協力・支援できる人が少なくなったことから、育児の孤立化等が進み、保護者の育児負担が増えてきています。

こうした保護者の不安や負担感を解消し、安心して子育てができるような家庭環境、地域社会を築くためには、すべての子育て家庭に対して、市が行う様々な子育て支援サービスの提供や情報提供を行うことが必要です。妊娠・出産後も働き、仕事と育児の両立に取り組む女性が増えている現状では、子育てをしている保護者が安心して働くことができる社会環境の整備や、保護者のニーズに対応したサービスの整備・充実が求められています。

また、児童虐待やいじめなど、子どもの命や心身に影響をもたらす問題が顕著化していることから、子どもが健やかに成長する権利を尊重し、かつ保障されるような社会環境の整備が急務となっています。さらに、子どもの健全育成を強化・充実させていくために、各種事業を活用した地域で児童がより自由に参加、交流できる居場所づくりを推進する必要があります。

推進施策の展開

推進施策（１）地域における子育て支援サービスの充実

- 核家族化・都市化等による子育て家族の孤立化、地域における養育力の低下などを要因として、子育て家庭における子育ての不安や負担感が高まってきています。
- このため、教育・保育施設等を基地とした地域子育て支援拠点事業による子育て支援サービスの充実を図ります。また、「認定こども園」が実施する子育て支援事業についても、その支援に努めます。
- さらに、在宅における子育て支援を進めるため、ファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業の充実・強化を図るとともに、その活動を支援していきます。
- 放課後児童の健全育成については、学校の余裕教室や併設の専用施設等を利用し、一部を社会福祉法人等に業務委託し実施していますが、今後もこのサービスを必要とする児童の受け入れ体制の充実を図ります。

施策① 地域子育て支援拠点事業の充実【第5章子ども・子育て支援の事業展開 84 ページ】

施策② ファミリー・サポート・センター事業の推進

【第5章子ども・子育て支援の事業展開 95 ページ】

**施策③ 子育て支援情報の提供**

子育てをしている家庭に対して、市広報やファミリー・サポート・センター、子育てステーション“すてっぷ”等を通じて、必要に応じた子育て支援情報の提供を行うとともに、市のホームページやLINE、子育てアプリ“母子モ”による情報提供も行います。

これまでの取組	担当課
子育て家庭向けに、市ホームページへ妊娠・出産・子育てに関する「子育て応援サイト」を開設しており、また、利用者支援事業を実施している「子育てステーション・すてっぷ」においても子育て支援情報の提供やLINEや母子モによる子育て支援情報の配信も行っている。	子育て支援課

施策④ 子育て短期支援事業の推進【第5章子ども・子育て支援の事業展開 88 ページ】**施策⑤ 利用者支援事業の推進**【第5章子ども・子育て支援の事業展開 83 ページ】**施策⑥ 遊びの広場整備事業**

0歳児から未就学児を対象として、室内で安心して遊べる遊具を整備し、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や相談できる場を設けます。（令和8年8月開設予定）

推進施策（2）教育・保育サービスの充実

- 国は、2019（令和元）年度10月からの消費税の引上げによる財源を活用し、生涯にわたる人格形成やその後の義務教育を培う幼児教育の重要性及び、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園等の費用の無償化を実施しています。また、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業が給付の対象となります。
- 乳幼児期は、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、少子化が進み、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中で、教育・保育施設等における質の高い養護や教育の機能が強く求められています。
- このため、保護者が安心して働くことができるよう、第5章子ども・子育て支援の事業展開に基づき、多様なニーズに応じるとともに、広く市民が利用しやすい保育サービスの充実を図ります。

施策① 特定教育・保育施設環境整備の推進

今後、児童数の減少が予測されること等から保育需要を精査し、質の高い教育・保育の充実と施設整備を一体的にとらえた環境を整備していきます。

施設の整備については、教育・保育施設の運営状況を検証し、地域の実情や教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮するとともに、地域の理解を十分得たうえで支援していきます。



これまでの取組	担当課
法人で所有する施設の改築（建替）、大規模改修に対し、補助金を交付し、環境整備の推進を図っている。 【令和2年度改築2件、令和4年度改築1件・大規模改修1件】	子育て支援課

施策② 一時預かり事業【第5章子ども・子育て支援の事業展開 89 ページ】

施策③ 時間外保育事業（延長保育事業）【第5章子ども・子育て支援の事業展開 91 ページ】

施策④ 病児保育事業【第5章子ども・子育て支援の事業展開 92 ページ】

推進施策（3）子どもの健全育成

- 仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保するとともに、すべての小学生が放課後等を安全かつ安心に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう国が「新・放課後子ども総合プラン」において示してきた内容を引き続き着実に推進することが重要です。
- このため、市内各地域に設置している放課後児童クラブの充実を図るとともに、親子のふれあいなど多様な学習体験機会の提供を進め、地域での活動を活発化していきます。
- また、いじめや不登校等の課題については、小中学校や児童相談所等関係機関と地域との連携を強化し、適切な対応に努めていきます。
- 中高生の居場所に関しても、意見聴取を行い整備していきます。

施策① 放課後児童対策の一層の推進【第5章子ども・子育て支援の事業展開 96 ページ】

国は次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「新・放課後子ども総合プラン」（以下「新プラン」という）に基づき、放課後児童対策を推し進めてきましたが、新プランが令和5年度末で終了したことから、「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）における「加速化プラン」において、新プランで示した「合計約152万人の受け皿整備」を改めて示し、引き続き放課後児童クラブの受け皿整備における学校施設の活用促進や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進に取り組んできたところです。しかし、放課後児童クラブのニーズが年々増加していること等により、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充は、喫緊の課題となっております。

そのため、市では本計画においても、新プランにおいて示してきた内容を盛り込み、放課後児童対策をより一層推進してまいります。

施策② こどもの居場所整備事業

中高生が利用できる居場所として、日中は不登校児童への学習支援・生活支援等を行い、放課後は中高生等が気軽に通える場を整備します。（令和8年8月開設予定）



基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進

現状と課題等

これまでの生活環境は、社会的・経済的要因から家庭生活より職場生活が優先され、長時間労働も当然視されてきました。

また現在、女性の社会進出は顕著に増加していますが、就労以外の家事や育児、介護等の家庭生活全般の大半を女性が担っているのが現状です。

最近では、未婚化・晩婚化が進み、加えて仕事と家庭の両方を担う女性が、子どもを産み育てることをためらう傾向が強くなり、これらが少子化の一因ともなっています。

仕事と子育てが両立できる職場環境の改善や家庭における男女の役割分担の見直しなど、新しいライフスタイルが求められています。

今後は、男女ともに子育てに参画できる共育での社会環境づくりが重要であり、また、結婚、妊娠・出産後も希望すれば女性が仕事を続けることができ、育児休業が取得しやすく、職場への復帰が重荷にならないような職場環境の改善を進めていくことが重要です。

推進施策の展開

推進施策（１）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

- 男女ともに充実した家庭生活を送るために、労働時間とその他の生活時間のバランスがうまく取れる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。
- このため、職域や地域等における固定的な役割分担意識の解消や職場優先意識の是正を促進するため、国、県及び関係機関・団体や地域住民と連携しながら、啓発活動の実施や情報の提供に努めていきます。

施策① 男女共同参画の推進

「男女の人権の尊重」や「社会のあらゆる分野における共同参画と他の活動の両立」、「政策立案、方針決定の場での男女共同参画」を基本理念とした五所川原市男女共同参画計画推進のため、市民、企業、団体等との協力・連携を図るとともに、「五所川原市男女共同参画推進委員会」において、定期的に計画の進捗状況や男女共同参画事業の把握及び意見・提言を行っていきます。

男性の家事や子育てへの参画の促進など、家庭生活における男女共同参画を推進します。



これまでの取組	担当課
男女共同参画に関する啓発（男女共同参画週間・女性に対する暴力をなくす運動・若年層の性暴力被害予防月間、そのほかイベントにおける啓発、広報紙での紙面掲載）を継続して実施したほか、職員研修の実施（令和4年度・令和5年度）や市民向けの女性ロールモデル講演会、男性家事参画のための講座を実施することにより、さらに啓発につながっている。	ふるさと未来戦略課

推進施策（２）仕事と子育ての両立の推進

- 仕事と子育ての両立を支援するため、令和6年4月から病児保育事業を開始しており、放課後児童クラブの実施については、利用時間の延長を図るなど、今後も多様な保育ニーズに応じた保育サービスの拡充に努めるとともに、保護者が働きやすい環境の整備に努めていきます。
- 市内の企業等に対し、育児休業の取得促進や多様な雇用形態の導入等、育児支援に関する取組を働きかけることで、ワーク・ライフ・バランスの推進を目指していきます。



基本目標5 特別な配慮を要する子ども等への支援

現状と課題等

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっています。

すべての子どもの健全な成長を保障するためには、児童虐待の防止とその早期発見が重要であり、親と子どもの問題行動について、地域全体で対応する仕組みづくりが課題となっています。また、ひとり親家庭等における子育ては、経済的・社会的に不安定な場合が多く、ひとり親家庭等であったとしても自立した社会生活を送ることができる支援対策の確立が、早急に求められています。

さらに、2016（平成28）年度から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいがあることを理由とする差別の解消を図ることとされています。障がいのある子どもの健全な発育を支援し、身近な地域で安心して生活できる環境の整備が求められています。

推進施策の展開

推進施策（1）児童虐待防止対策の充実

○児童虐待が年々深刻化しており、早期発見・早期対応が求められています。このため、こども家庭センターを整備し、地域の子育て支援機関等とともに、児童虐待の予防に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、速やかに児童相談所へ事案を送致することや必要な助言を求めることが重要であることから、関係機関との連携を強化します。

施策① 子どもの権利擁護

体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、こども家庭センター、子育てステーション“すてっぷ”、乳幼児健診の場等を活用して普及啓発活動を行います。

これまでの取組	担当課
乳幼児健診や利用者支援事業を通して保護者から相談等があった際、必要に応じて体罰や暴力が子どもに及ぼす影響を説明している。また、国からの体罰によらない育児の啓発活動に関するポスター・リーフレットを各子育て関係機関(市内公共施設、NPO法人子どもネットワークすてっぷ等)へ配布し周知を行っている。	子育て支援課

**施策② 児童虐待の発生予防、早期発見**

乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認や、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、養育支援を必要とする子どもの家庭を早期に把握し、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。

これまでの取組	担当課
未就園、未就学児等の調査にて確認された子は訪問し安全確認を行った。また保健師等が乳児家庭全戸訪問事業を通じて、気になる家庭等があった際は随時情報共有し、必要に応じて再訪問・電話等でフォローし適切な支援をしている。	子育て支援課

施策③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援を行う「こども家庭センター」を整備し、児童虐待発生時には、関係機関との連携・協働により、迅速・的確に対応します。

これまでの取組	担当課
令和3年度より「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談内容に応じて必要な調査、対応、継続支援等を行った。また児童福祉法改正により母子保健分野と児童福祉分野が見直され、令和5年度より「五所川原市こども家庭センター」を設置し、多職種での連携を強化し迅速・的確な対応に努めている。	子育て支援課

施策④ 関係機関との連携強化

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、地域の関係機関が情報の収集及び共有により支援の内容を協議する要保護児童対策地域協議会（「子どもの幸せ推進協議会」）の取組を強化していきます。

要保護児童対策地域協議会に、子育て支援課（こども家庭センター）、学校教育課等の担当部局、五所川原児童相談所、教育・保育施設関係者、学校、警察等、幅広く参加を得ており、子どもの置かれた状況を含めた個別ケースに関し、その状況やアセスメントの情報を共有し、関係機関で役割分担の下、支援し、その状況を定期的に確認します。

市が一時保護等の実施が必要と判断した場合等、児童相談所の専門性や権限を要する場合は、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

これまでの取組	担当課
要保護児童対策地域協議会において実務者会議・個別ケース検討会議を開催し、情報や援助方針等を共有・検討し要保護児童への適切な対応をしている。	子育て支援課

施策⑤ こども家庭センター【再掲：主掲載は37ページ】**施策⑥ 子育て短期支援事業の推進【第5章子ども・子育て支援の事業展開88ページ】**

**施策⑦ 一時預かり事業**【第5章子ども・子育て支援の事業展開 89 ページ】**推進施策（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進**

- 母子家庭等のひとり親家庭は、子育てを行ううえで、経済的・社会的に不安定な状況にあり、家庭生活においても多くの課題を抱えている事例が数多く見られます。
- このため、ひとり親家庭等に対する相談・支援体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めていきます。
- また、児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費の助成事業等による経済的支援を図るとともに、子どもの教育・保育施設等入所についても生活実態に応じた支援に努めていきます。

施策① 保育所・認定こども園への優先入所

未就学児童のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、入所時の優先を継続します。

これまでの取組	担当課
教育・保育施設等入所時の利用調整指数（保護者の状況）がひとり親家庭等以外の世帯と同指数となった場合、指数を加点しているほか、産休・育休の終了後に安心して子育てができるように職場復帰前に保育施設の利用予約を行っている。	子育て支援課

施策② 住宅確保の支援

市営住宅の申込み時の当選率を一般世帯より優遇します。

これまでの取組	担当課
市営住宅入居時の公開抽選において、ひとり親世帯の当選率が2倍になるよう優遇している。	建築住宅課

施策③ 児童扶養手当支給事業

父母の離婚、父母の死亡などにより、父親・母親と生計を同じくしていない場合や、父又は母に一定の障がいがある場合に手当を支給します。

これまでの取組	担当課
これから離婚を考えている方や、離婚した方の相談を受け、各種ひとり親制度の説明や養育費、面会交流等の参考となる資料を配布している。 【令和5年度実績：583世帯（児童数742人）】	子育て支援課

施策④ ひとり親家庭等医療費助成事業

ひとり親家庭等の父または母及び児童について、生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図るため、医療費の自己負担額に相当する額を、児童は現物給付（自己負担なし）、父または母は償還払いとして助成します。



これまでの取組	担当課
ひとり親家庭等に対して通院・入院に係る自己負担を助成し、児童分は現物給付、保護者へは医療機関ごとの自己負担上限額を設けることで、経済的負担軽減と自立を支援し、福祉の推進を図っている。 【令和5年度実績：627世帯（親627人、子888人）】	子育て支援課

施策⑤ 母子家庭等自立支援給付事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業に結びつく可能性が高い講座を受講した場合や、就業に向けた資格取得のため養成機関で修業する場合に、その費用の一部を支給します。

これまでの取組	担当課
就職の際に有利であり、生活の安定に資する資格の取得や技能の向上を支援し、また生活費の負担軽減を図るため、入学金や受講料、給付金を支給している。 【令和5年度実績：自立支援教育訓練給付金2人、高等職業訓練促進給付金5人】	子育て支援課

推進施策（3）障がい児施策の充実

- 妊婦及び乳幼児健康診査等は、疾病や異常の早期発見の機会及び疾病の発生予防を保健指導に結びつける機会として重要な健康診査です。このため、妊婦及び乳幼児健康診査、健康相談、訪問指導等の充実を図り、身体面の発育不良、視覚障がい・聴覚障がい、発達障がい、精神・運動発達遅滞などの早期発見に努め、保護者の育児不安の解消に努めていきます。
- 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、教育部門が円滑な連携を取りながら、総合的な取組を行っていきます。
- また、教育・保育施設等における障がいのある子どもの受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図っていきます。

1）妊婦及び乳幼児健康診査等による障がい児施策の推進

施策① 乳児委託健康診査事業【再掲：主掲載は 39 ページ】

施策② 乳幼児健康診査事業【再掲：主掲載は 40 ページ】

施策③ 母子相談事業【再掲：主掲載は 40 ページ】

**施策④ ことばの相談**【再掲：主掲載は40ページ】**施策⑤ 母子訪問事業**【再掲：主掲載は41ページ】**施策⑥ 乳幼児健康診査精密健康診査事業**

4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の結果、疾病並びに心身の発達に異常があり精密健康診査になった乳幼児に対し、専門の医療機関で受けられる公費負担の受診票を交付し、疾病や障がいの早期発見、早期療育、保護者の不安の軽減を図っていきます。

これまでの取組	担当課
母子保健法に基づいた乳幼児健康診査に係る精密検査の費用助成を行い、疾病や心身障害の早期発見、早期治療、早期療育につないでいる。	子育て支援課

施策⑦ 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査

1歳6か月児及び3歳児健康診査の結果、精神発達面等に問題がある幼児に対して、精密健康診査により疾病や障がいの早期発見を行い、また保護者に対しては早期援助を行うことにより、幼児の適正な成長発達を支援し、健全な生活の保持増進を図ります。

これまでの取組	担当課
1歳6か月児及び3歳児健診において発達に不安を抱える児を対象に心理士による精神発達精密健康診査を実施し、育児に関する助言を行うとともに、発達障害の早期発見、早期治療、早期療育につないでいる。【令和5年度実績：実施回数30回、延べ人数53名】	子育て支援課

施策⑧ 5歳児発達相談

5歳0か月から5歳1か月の児童で、普段の生活やこども園・幼稚園等のなかで、友達と上手に遊べない、落ち着きがなく集中が続かないなど、気がかりに感じている点について、心理士・保健師が相談に応じます。

2) 特別支援教育の充実**施策① 教育支援委員会の開催**

障がいをもつ幼児・児童生徒が学校教育を受けるにあたり、どのような教育機関が適切なのか等について、専門的な立場から慎重に検査・審議し、保護者との相談を行っています。



これまでの取組	担当課
毎年、教育支援委員会専門員・委員を委嘱し、年々増加する特別な教育的支援が必要な子どもの就学に係る専門検査や総合診断を適切に行うことができた。また、合理的配慮を踏まえた個別的教育支援計画の策定に係る協議を行うなど、就学後も見据えながら、一貫した支援を行っている。	学校教育課

施策② 通級指導の実施

通常の学級に在籍している心身に軽度の障がいのある児童に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、心身の障がいに応じた特別の指導を行います。

これまでの取組	担当課
年々、通級指導の需要が高まっており、令和5年度は中央小学校において、心身に軽度の障害のある児童を受け入れ、その実態に応じて自立活動を通じた個別指導を行っている。	学校教育課

施策③ 特別支援教育研修の実施

教育支援委員会専門員を対象に就学指導に係る専門検査の理解を深め、専門性と資質の向上を図るため、また、市内小中学校の希望教員を対象に、特別支援教育に係る資質・能力の向上を図るため、それぞれ年1回、実践的研修（講義・演習）を行います。

これまでの取組	担当課
知能検査の実施方法と検査結果の利用について理解を深めるとともに、特別な教育的支援を必要とする子どもに対する障がいの特性に合わせた効果的な支援と合理的配慮についての専門性を学ぶため、教育支援委員会専門検査研修会を実施している。	学校教育課

施策④ 管下小中学校への啓発活動の推進

教職員を対象とした特別支援教育に関わる校内研修を研修計画に位置づけ、実践していくよう働きかけていきます。

これまでの取組	担当課
学習や生活に困難さを感じている児童生徒を早期に発見するために、各学校には計画訪問等を通して、校内支援体制の充実を図った。令和5年度からは、特別支援教育アドバイザーを任用することで、これまで以上に各校への指導・助言が充実して行われている。	学校教育課

3) 障がい児保育、子育て支援等の推進

障がいのある子どもを抱える保護者を児童福祉、保育、子育て支援の観点から支援し、保護者の育児不安や負担の軽減等を図っていきます。



施策① 障がいのある子どもへの支援の充実

障害児通所支援、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等を推進していきます。また、地域の中核を担う児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置し、市や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、専門的な支援・包括的な支援を強化し、障がいのある子ども等特別な支援が必要な子どもとその家族に対する支援の充実に努めます。

これまでの取組	担当課
未就学の児童に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援、学校就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う放課後等デイサービス、児童が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援の充実を行った。また、医療的ケア児の支援体制として、五所川原市定住自立圏の共同事務として、令和6年1月30日に第1回つがる西北五広域連合医療的ケア児支援検討会議が開催され、地域の医療的ケア児支援に関する情報共有及び個別ケース検討を行い、会としての提言を発出するなど、地域の支援体制の整備を図っている。	福祉政策課

施策② 障害児保育の推進

特別保育事業である障害児保育事業の利用を教育・保育施設等との連携のもと、積極的に推進していきます。

これまでの取組	担当課
特別児童扶養手当対象児童等の障がい児を受け入れる教育・保育施設に対して事業費を助成し、障がい児を安心して預けることができる環境づくりを行っている。 【令和5年度実績：18施設】	子育て支援課

施策③ 巡回支援専門員整備事業

発達障がい等について知識を有する専門員が、保育所等に巡回訪問を行う「保育所等巡回支援専門員整備事業」を実施します。巡回訪問を通じて、子どもの発達が“気になる”段階からお子さんやその保護者、または保育所等の職員に対し、そのお子さんの障がいやその特性の早期把握・早期療育に向けた助言や、福祉サービスの情報提供を行います。

これまでの取組	担当課
2018（平成30）年度から社会福祉法人あーどへ委託しており、教育・保育施設のほか放課後児童クラブへ訪問し、専門的知見から障がいのある子ども等への関わり方を職員へ助言してもらうことで、保育の質の向上に寄与できる環境を整備している。 【令和5年度実績：16施設、巡回件数：64件】	子育て支援課



施策④ 医療的ケア児の保育所等受け入れの推進

教育・保育施設等の利用について医療的ケア児の保護者から相談があった場合に対応できるよう、「医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン」を策定しており、保護者、教育・保育施設及び関係機関と連携しながら、円滑な受け入れが図られるよう取り組みます。

これまでの取組	担当課
医療的ケア児の受け入れを継続して行う教育・保育施設に対して、医療的ケア児保育支援事業により事業費を助成している。 【令和5年度実績：実施施設1か所、3名】	子育て支援課



基本目標6 子どもの教育環境の整備

現状と課題等

子どもたち一人一人の個性・能力を伸ばし、国際化・情報化の時代に対応した人材の育成を図るため、各学校では子どもや地域の実情を踏まえた教育活動を展開しています。

その中であっても、学習面では習得した知識・技能を活用する力や思考力・判断力・表現力が十分でない、健康面で基本的な生活習慣が身に付いていない、生活のリズムの乱れなどといった課題もみられることから、個々の子どもの状況に応じた指導を充実させる必要があります。また、情操教育の面では、体験学習などを通じて社会性、豊かな感性、郷土愛を育てていく必要があります。

本市の児童生徒は、全国平均、県平均と比べて、学力や自己肯定感の低さが課題となっています。

また、特別な支援を要する児童生徒数、不登校児童生徒数ともに増加傾向となっており、児童生徒それぞれの個性や状況に応じた教育が重要となっています。

推進施策の展開

推進施策（１）個性を伸ばす学校教育

○一人一人の個性を伸ばし、子どもが未来に希望が持てる教育体制の構築とともに、地域と協力し、家庭教育力の向上を図ります。

1) 学校教育活動の充実

○児童生徒一人一人の個性に応じた教育の充実を図り、「自ら学び自ら考える力」「多様な他者と協働して課題を解決する力」「新たな価値を創造する力」を育成します。

○児童生徒の学力向上の取組については、学習指導要領に基づき、学力検査等を通じて実態を把握しながら、一人一人の個に応じた指導の充実を図ります。

○児童生徒が身に付けるべき社会規範や生活マナーの習得に向け、道徳教育の充実を図ります。

○児童生徒の健やかな身体の育成を図るため、学校給食の充実による食育推進や規則正しい生活習慣の定着指導に取り組めます。

○児童生徒の情報活用能力の育成に向けたＩＣＴ活用の推進や、グローバル化が伸展する社会環境への適応力を高めるための外国語教育、キャリア教育の充実を図ります。

○各学校で主体的に実施する総合的な学習の時間を活用した「地域の歴史」や「伝統文化」の学びにより、郷土愛の醸成を図ります。



施策① 授業の充実

一人一人の子どもが、主体的・対話的で深い学びを通して、「確かな学力」を確実に身に付けることができるよう不断の授業改善を図ります。

これまでの取組	担当課
市内全小・中学校を対象に、前期計画訪問及び後期計画訪問、要請訪問を実施し、助言・指導を行うことができた。訪問においては、学力向上の取組を実践できるよう、本市の3つの方策を柱にした「確かな学力」向上プロジェクトについての共通理解を図り、授業改善への取組が推進されている。	学校教育課

施策② 保健管理の推進

児童生徒の健康維持・増進及び疾病の予防・早期発見のため、健康診断を円滑に実施するとともに、快適な環境で学ぶことができるよう各学校における環境衛生検査を実施し、保健管理の推進を図ります。

これまでの取組	担当課
児童生徒を対象に健康診断を行い、その診断結果を児童生徒の健康問題に配慮した学習指導に活用するとともに、疾病の予防指導及び治療指導に繋げた。教職員を対象に人工呼吸・心臓マッサージ及びAED（自動体外式除細動器）を使用した心肺蘇生法講習会を実施している。	学校教育課

施策③ 食育の推進

子どもが健全な食生活を営むことができる判断力を養い、望ましい食習慣や食事マナーを身につけさせるため、学校給食センターと学校・家庭が連携し、日常生活における食事について正しい理解を深め、食料の生産、流通及び消費について正しい知識を身につけるための指導を行います。

これまでの取組	担当課
栄養教諭及び学校栄養職員による「食に関する指導」「食生活改善の推進」「試食会」「食の健康教育」を実施し、児童生徒が健全な食生活を営むことができる判断力を養うとともに、望ましい食習慣や食事マナーの習得につながる事業を実施している。	学校給食センター

施策④ 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深め、国際社会に貢献できるよう、郷土に対する愛着と誇りを培うとともに、外国語による言語活動を工夫・充実させ、国際理解教育の推進を図ります。



これまでの取組	担当課
A L T（外国語指導助手）を4名体制で市内小・中学校に派遣し、積極的な活用を促しながら授業の充実を図った。A L Tを活用することにより、外国語を通じてコミュニケーション能力を育成するとともに、文化の違いを理解させたり、多様なものの見方や考え方があることに気づかせたりしている。	学校教育課

施策⑤ キャリア教育の推進

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるような基盤となる資質・能力の育成を図ります。

これまでの取組	担当課
コロナ禍が明けてからは、職場体験活動（中学校）や社会科見学、小中交流等が積極的に実施され、児童生徒の勤労観・職業観を高めることができた。さらに、キャリアパスポートを活用し、小中学校の接続・連携に取り組んでいる。	学校教育課

施策⑥ 道徳教育の充実施策

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を生活の中に生かし、豊かな心を持ち、郷土を愛し、公共の精神を尊び、未来を切り拓く主体性のある人間になれるよう、「特別の教科 道徳」を要として、教育活動全体を通して、よりよく生きる基盤となる道徳性の育成を図ります。

これまでの取組	担当課
後期計画訪問において、道徳の授業を参観し、協議会で道徳科の授業づくり及び授業改善に向けた指導・助言を行った。また、道徳教育に関する研修会への参加や校内研究で道徳科を取り上げる等、道徳教育に積極的に取り組む学校も見られている。	学校教育課

2) 教育環境の整備

- 児童生徒数の減少に伴う学校間での教育環境の格差を是正するため、適切な学校再編に取り組みます。
- 児童生徒の学習環境の安全性を確保するため、学校施設の安全管理や計画的な維持修繕を図ります。
- 学習指導を効率的かつ効果的に実施していくため必要となるＩＣＴ機器の計画的な更新整備に取り組みます。
- 安全安心な学校給食を提供するため、給食調理施設を適正に維持し、安全衛生管理を徹底します。
- 義務教育の円滑な実施が図られるよう、経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助の充実に取り組みます。



施策① 学校施設の計画的な改修

子どもにとって安全・安心な教育環境を提供するため、学校施設については老朽度等を勘案しながら計画的に修繕・維持管理を進めます。

これまでの取組	担当課
少子化による児童生徒数の減少から、学校規模の適正化及び学校の適正配置を検討するとともに、安全・安心な教育環境を整備するため、学校施設の老朽度等を勘案しながら、計画的な修繕及び維持管理を実施している。 〔主な取組〕 ・小学校トイレ改修工事（洋式化等） ・小学校危険遊具撤去業務 ・小中学校空調設備工事（普通教室、職員室等へ空調を整備） ・金木小学校大規模改造工事 ・松島小、三輪小学校屋上防水改修工事	教育総務課

施策② ICT教育環境の整備

児童生徒の情報活用能力の育成及び主体的・協働的な学びと学力向上及び効果的な学習指導につながるよう、計画的なICT教育環境整備を進めます。

これまでの取組	担当課
1人1台端末およびその環境の整備を実施したことで、双方向型の授業が実現し、児童生徒一人一人の学習状況や教育的ニーズが可視化されたことにより、個別最適化された教育環境の下地を構築することができた。また、遠隔授業を可能としたことで、病気療養児等への同時双方向型授業配信も実現している。	教育総務課

施策③ 就学援助の充実

経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。

これまでの取組	担当課
要保護者に対し修学旅行費(補助対象外経費を除く)、準要保護者に対し修学旅行費(補助対象外経費を除く)、給食費の全額、学用品費、新入学児童生徒学用品費等を援助したことにより、義務教育の円滑な実施を図っている。	学校教育課

3) 指導体制の充実

- 特別な配慮を必要とする児童生徒一人一人のニーズに的確に対応していくため、授業を支援する教育支援員や相談等に応じるスクールカウンセラーを適正に配置するとともに、不登校の児童生徒を受け入れる教育支援センターの機能を強化します。
- 学校、家庭、地域社会、関係団体等が連携し、いじめや問題行動、不登校などの児童生徒が抱える諸課題への対応を強化します。



○多様化する教育課題への教員の対応力を強化するため、専門研修への参加支援や校内研修の充実を図ります。

施策① 学校教育支援員の配置

学校教育の充実・教育の機会均等・学力向上等を図るため、特別な配慮を必要とする児童生徒の支援他、児童生徒に対しての学習支援が必要な学校に学校教育支援員を配置します。

これまでの取組	担当課
特別な配慮を必要とする子供が、年々増加傾向にあるため、市内全小中学校に学校教育支援員を計画的に配置し、支援体制を充実させている。	学校教育課

施策② 不登校児童生徒に対する「教育支援センター」の開設

市内の児童生徒のうち、何らかの要因・背景により登校できない児童生徒（不登校児童生徒）へ必要な支援等を行うとともに、学習の機会を確保します。

これまでの取組	担当課
指導員が児童生徒の状況を把握し、指導員間で連携を図るとともに、学校と密に情報交換をしながら、実態に応じたきめ細かい支援を行っている。また、令和3年度より教育支援センターの広域化により市外から児童生徒を受け入れている。	学校教育課

施策③ スクールカウンセラーの派遣

市内の小中学校にスクールカウンセラーを派遣して、友人関係やいじめ、学習、健康、家庭生活等の悩みを抱える児童生徒と教育相談を行い、問題の解決を図ります。

また、必要に応じて、教師や保護者とも面談を行い、悩みの解消を図ります。

これまでの取組	担当課
児童生徒、保護者、教員等への教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを計画的に市内全ての小・中学校に派遣している。	学校教育課

施策④ いじめ防止対策事業の実施

「五所川原市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

これまでの取組	担当課
各学校において、児童生徒が主体となったいじめ未然防止のための取組を行った。また、いじめのない社会啓発ポスターコンクールを開催し、入賞作品を掲載したカレンダーを作成し、各学校、市民に配付した。なお、優秀作品は、五所川原市中央公民館大ホール及び市庁舎土間ホール、ELMホールに展示している。	学校教育課



施策⑤ こども相談窓口

子育て支援課のこども家庭センターにおいて、社会福祉士等の専門職がいじめの相談にも対応しており、教育委員会ほか関係機関との連携・協働による支援体制を構築していきます。

施策⑥ 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育を推進するとともに、各教科等の目標を達成するためにＩＣＴの活用を図ります。

これまでの取組	担当課
学校の副教材等のデジタル化のための情報提供と移行支援、MEXCBTの活用促進、指導者用デジタル教科書の拡充と活用促進、ＩＣＴ活用研修会の実施、長期欠席等児童生徒のための日常的な授業配信への支援等を行い、市内各小・中学校における1人1台端末の積極的・効果的な活用を推進している。	学校教育課

施策⑦ 出張事業の実施

学童期からSOSの出し方教育を実施し、自己肯定感を持ち、強い心理的負担を受けた時に、弱音を吐き他に援助を求める行動（援助希求行動）がとれることを目指しています。また、高血圧や脳卒中予防について外部講師を活用した授業を行い、生活習慣病予防への意識づけを図るとともに、授業内容を家族へ伝達してもらい、家族への波及を目指しています。

これまでの取組	担当課
小学5・6年生及び中学生を対象に市保健師が授業を実施している。平成25年度から令和4年度までは「たばこ」「お酒」について、平成30年度からは「SOSの出し方」について、自己肯定感を持ち、援助希求行動がとれる事を目的に実施している。また、令和5年度より「脳と血圧」をテーマに、つがる総合病院医師と連携し、学童期から高血圧や脳卒中予防を意識した生活を送れるよう授業を実施している。	健康推進課

4) 社会に開かれた学校教育の実現

- 心身共に健全な児童生徒の育成のためには、学校教育に対する保護者や地域住民の理解と協力が大きな力となることから、コミュニティ・スクールの開設や地域住民と連携した児童生徒の登下校時の安全確保など、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画できる機運の醸成を図ります。
- 児童生徒が家庭内で規則的な生活習慣、学習習慣を身に付けることができるよう、PTA等と連携し、保護者の意識啓発に取り組みます。



施策① 学校運営協議会の設置

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を各学校へ順次設置します。

これまでの取組	担当課
令和5年度は、先行導入校として三輪小学校に学校運営協議会が設置され、組織体制の確立、学校運営方針の協議・確認等が行なわれている。また、市内の2小学校、1中学校で学校運営協議会設置に向けた協議が行われている。	教育総務課

施策② 地域学校協働活動推進事業の実施

小中学校に地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動推進員が企画・運営、学校と地域との連絡調整等を行い、地域学校協働活動である学校に対する多様な協力活動等を行います。

これまでの取組	担当課
地域全体で子どもを育む活動の充実のため、市内小学校6校に地域学校協働活動推進員を配置している。地域学校協働活動推進員が学校と地域の橋渡し役となり、ボランティアとの連絡調整を行うことにより環境整備、登下校の見守り、読み聞かせなど様々な活動を実施している。	社会教育課

施策③ 発育に不安のある保護者への支援

実行委員会を組織し、NPO法人「子どもネットワークすてっぷ」と協力して、発育に不安のある保護者に対しての相談や支援を行います。

これまでの取組	担当課
「ハートネットをつくろう！～ちょっと気になる子への支援～」事業で、「おやこのスペースゆったりーの」（親子の居場所づくり）や子育て学習会、小学生の親子を対象にした各種イベントを実施している。そのほか、親同士の交流会「おはなしカフェ」を開催している。	子育て支援課

施策④ 家庭内での規則的な生活習慣等に向けた保護者の意識啓発

学校の参観日など保護者が学校に集まる機会を利用してスクリーンタイムなどデジタルツールの正しい使用方法について児童生徒、保護者へ向け啓発、周知します。

これまでの取組	担当課
子どもフェスティバル会場においてスクリーンタイムなどデジタルツールの正しい使用方法について周知し、児童生徒、保護者へ向け意識啓発を行っている。	社会教育課



基本目標7 子ども等の安全の確保

現状と課題等

交通環境の大幅な変化や交通マナーの低下、交通ルール違反などによる交通事故が後を絶たず、昨今では、教育・保育施設等での散歩等と園外活動中に園児が交通事故により亡くなるという大変痛ましい事故が発生し、その後も度々子どもが被害者となる交通事故が発生しています。

このような状況から、歩行者やドライバー双方に対する交通ルールの学習活動と交通安全啓発活動が、これまで以上に必要であると考えられます。

さらには、歩行者の視点に立った「まちづくり」を進めていくことも必要です。

推進施策の展開

推進施策（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

○子ども等を交通事故から守るため、家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、基本的な交通ルールの遵守、交通マナーの実践など、交通安全教育の徹底やチャイルドシートの使用、さらにはシートベルト着用運動の展開など、総合的な交通事故防止対策を推進します。

施策① 民間における交通安全の確保

民間において実施している交通安全講習会や街頭活動と連携・協力し、子どもや高齢者の交通安全対策を推進します。

これまでの取組	担当課
関係機関と連携・協力しながら、街頭指導等を実施し、子どもや高齢者の交通安全対策を推進している。	環境対策課

施策② チャイルドシートの貸出事業

希望する保護者に対して、引き続きチャイルドシートの無料貸し出しを行っていきます。

これまでの取組	担当課
乳幼児の安全を確保するため、チャイルドシートの無料貸し出しを行っている。	環境対策課

推進施策（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

○子どもを犯罪等の被害から守るため、通学路に居住する地域住民の協力のもと、警察並びに防犯協会が行っている「子ども110番の家」活動を支援します。



○警察署や防犯協会等関係機関との連携や情報交換、犯罪等の情報提供、迅速な対応に努めていきます。

施策① 防犯協会への支援

地域の実態に即した防犯活動を実施しており、今後も安全活動及び広報啓発活動を推進します。

これまでの取組	担当課
防犯協会へ補助金を交付し、防犯意識の啓発と地域ぐるみの防犯活動を実施している。	環境対策課

施策② 防犯啓発活動の推進

防犯対策として、啓発チラシを配布するとともに、関連記事を広報に掲載して、地域安全運動活動を実施し、今後も啓発活動を支援していきます。

これまでの取組	担当課
防犯対策に関する記事を広報に掲載し、地域の安全安心に係る啓発を行っている。	環境対策課

施策③ 「子ども110番の家」活動への支援

子どもが不審者から声をかけられたりした場合などに、子どもが避難のため駆け込むことができる「子ども110番の家」が市内の通学路沿いに配置されており、今後この活動を支援していきます。

これまでの取組	担当課
子どもが不審者から避難するために駆け込むことができる「子ども110番の家」にステッカー配付等の支援をしている。	環境対策課



基本目標 8 子ども子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題等

- 緑豊かな自然環境の保全や子育てにやさしい都市環境を整備し、これらの財産を次の世代に引き継ぐことは、重要な課題です。
- また、生活基盤の整備が子育てに大きな影響をもたらすことから、公共空間の確保や子育てに配慮した住環境の質的向上が必要です。

推進施策の展開

推進施策（１）良質な住宅の確保

- 子育て世帯が安心して子育てができる住宅を確保できるよう、市営住宅施策の推進に努めます。

施策① 市営住宅の入居者資格の緩和

子育て世帯（小学校就学前の子どもがいる世帯）について、社会情勢の変化や地域の実情等を総合的に勘案し、公営住宅入居の際において入居者資格（収入基準）の緩和を検討します。

これまでの取組	担当課
同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合、収入基準の緩和を実施している。今後、子育て世帯の対象範囲については、拡大を検討していく必要がある。	建築住宅課

施策② 市営住宅整備の推進

民間賃貸住宅では敬遠される傾向にある子育て世帯が、安心して入居できるよう市営住宅の建設にあたり、整備基準を順守し、住居の広さや遮音性能を考慮した設計を検討します。

これまでの取組	担当課
子育て世帯に対応した3LDK住戸を、新宮団地に5棟10戸を整備した。今後は芦野団地市営住宅に1棟2戸の整備を予定している。	建築住宅課

推進施策（２）良好な居住環境の確保

- 子育て世帯が希望する総合的な整備と室内環境の安全が確保できるよう、対策を進めます。



施策① 市営住宅環境整備の推進

市営住宅の整備においては、公園を適切に配置することにより、住居の近くで子どもが安全に遊べる屋外環境整備を行うなど、総合的な整備を今後も検討します。

これまでの取組	担当課
R3年度新宮団地市営住宅に児童遊園を整備した。今後は芦野団地市営住宅に児童遊園の整備を予定している。 また、市営住宅の遊具点検を行い良好な遊具の確保に努めている。	建築住宅課

施策② シックハウス対策の推進

公共建築物の新築や増改築においては、清浄な空気環境を保つため、内装材等からの化学物質の発生防止、換気等について、適正な水準を確保します。

これまでの取組	担当課
シックハウス対策を行った住戸を、新宮団地市営住宅に10棟26戸、芦野団地市営住宅に5棟12戸整備している。	建築住宅課

推進施策（３）安全な道路交通環境の整備

○子どもや子ども連れの家族などが、安全に、安心して歩くことができる道路交通環境を確保するため、歩道整備の推進を図ります。

施策① 安全な歩道の整備

安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりのある歩行空間に配慮した歩道の整備に努めます。

また、冬期における歩道、通学路等を確保することや、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等においても、歩道等の整備等対策を図っていきます。

これまでの取組	担当課
通学中における安全確保のため、部分的な舗装補修、防護柵の補修等を実施した。また、冬期間の通学路の歩道確保のため歩道除雪を実施した。今後も歩道の整備を進めていく。	土木課

推進施策（４）安心して外出できる環境の整備

○妊産婦や子ども連れの家族など、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。

施策① 公園トイレの整備

子どもや子ども連れ親等が、安全に利用できるように、水洗化やノンレール扉の整備を推進します。

これまでの取組	担当課
菊ヶ丘運動公園遊具エリアトイレの新築および老朽化したトイレの解体、その他、主な公園の便器を和式から洋式へと改修している。	都市・交通課



推進施策（５）安心・安全なまちづくりの推進

○子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、道路、公園、市営住宅について、犯罪の発生しにくい環境づくりを推進します。

施策① 道路、公園等の整備における対策

道路、公園等の整備においては、子どもや高齢者、障がいのある方にも安全・安心して利用できるよう、地域住民の声を反映させた整備に努めます。

これまでの取組	担当課
【土木課】 これまで、舗装補修を4路線実施した。引き続き五所川原市道路舗装修繕計画に基づき順次整備に努める。 【都市・交通課】 主な公園の公園灯をLED化し、老朽化した危険遊具の撤去や、菊ヶ丘運動公園および松島団地児童公園の遊具の新設、老朽化したベンチの撤去・新設に加え、松島団地児童公園に利用者のための駐車場を整備している。	土木課・ 公園管理課

施策② 市営住宅整備における対策

市営住宅の整備においては、ドアなどに防犯性能の高い建築部品を使用するとともに、屋外環境整備では街路灯を設置するなど、今後も防犯設備の整備を推進します。

これまでの取組	担当課
防犯対策を兼ねた外灯を新宮団地市営住宅に16基、芦野団地市営住宅に4基整備している。	建築住宅課



第5章

子ども・子育て支援の事業展開



第5章 子ども・子育て支援の事業展開

1 教育・保育事業等の提供区域

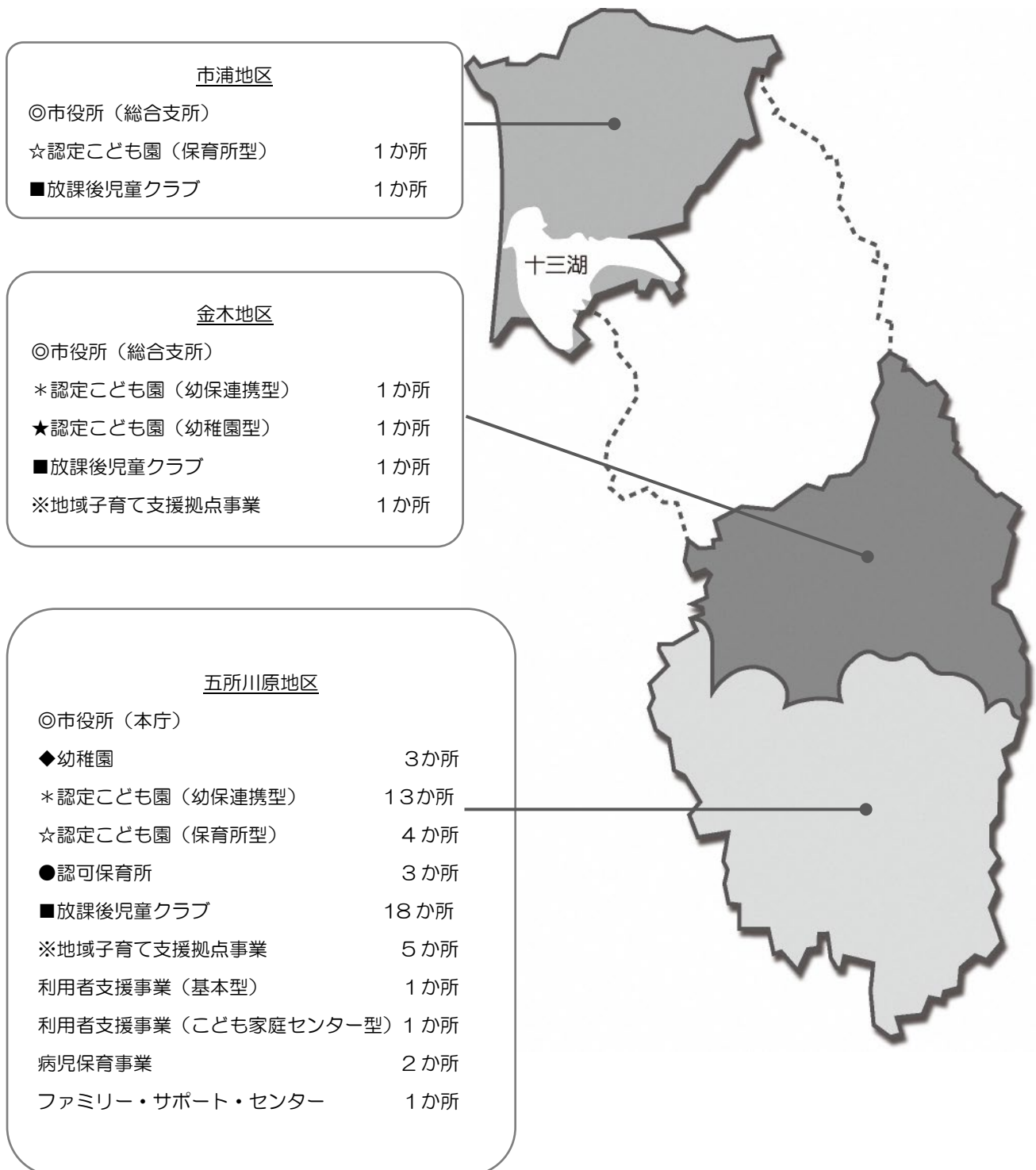
本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた「教育・保育提供区域」を1区域として設定しました。また設定に際しては、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準や、地域子ども・子育て支援事業の提供区域も踏まえて設定しました。

その主な理由として、本市の全域は2005（平成17）年3月に旧五所川原市、旧金木町及び旧市浦村が市町村合併し、旧市浦村は中泊町をはさんだ飛び地にある地域特性となっていますが、教育・保育施設の入所の理由として教育・保育内容を重視する保護者や、居住エリア以外（通勤途上等）での利用を選択する保護者が増えています。一方で、更なる少子化が予想される中、施設整備等にあたっては、将来にわたり過剰供給にならないよう慎重に検討する必要があります。

このことから、本市においては、市全体を一つの区域として設定します。



■ 教育・保育事業等の配置状況

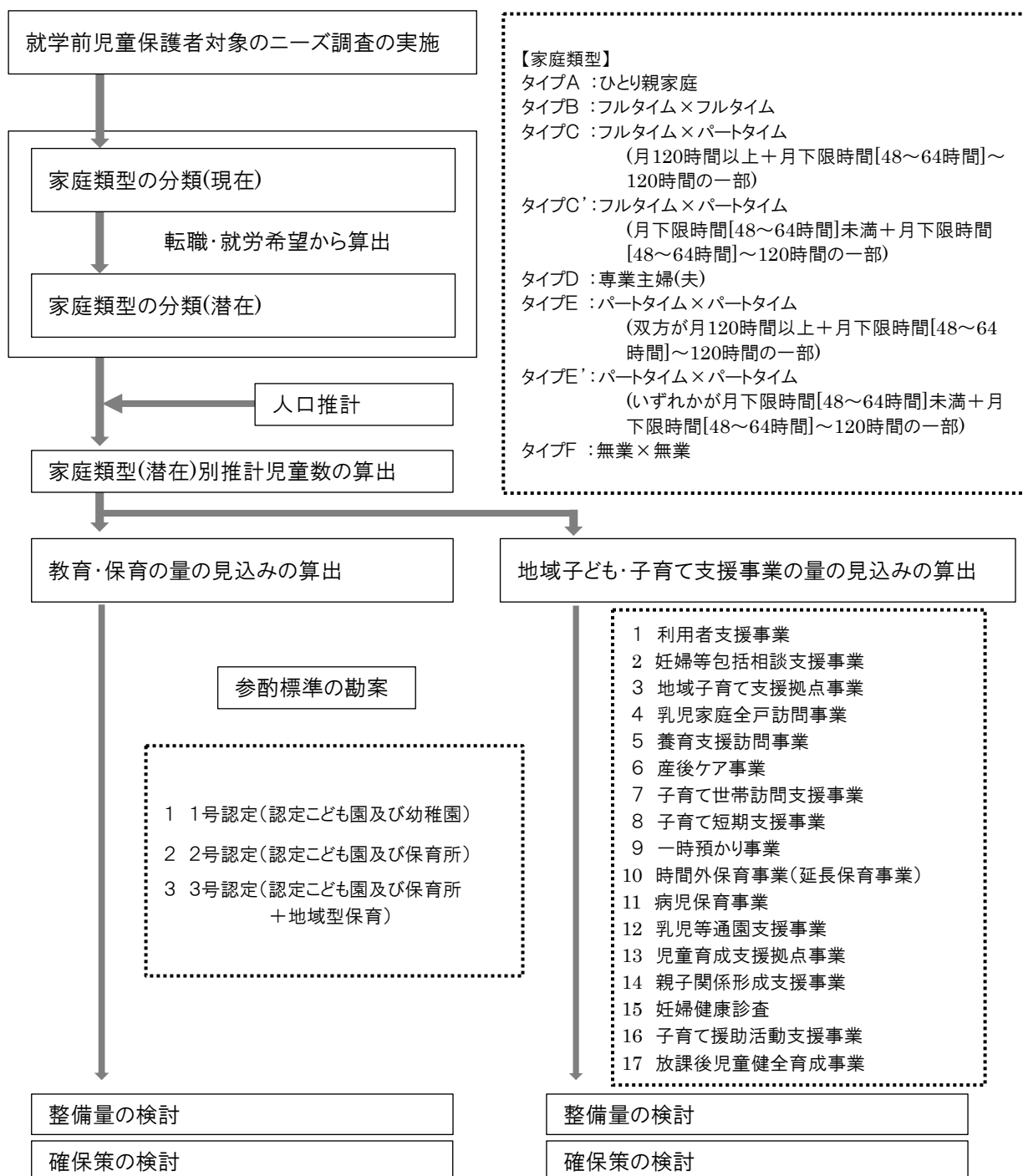


2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の実情や地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



（２）子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、０～５歳では２０２２（令和４）年の１,６５３人から２０２９（令和１１）年には１,２０４人と推計され、４４９人（２７.２％）の減少が予測されています。一方、６～１１歳においても２０２２（令和４）年の２,０８１人から２０２９（令和１１）年には１,６０２人と推計され、４７９人（２３.０％）の減少が予測されています。

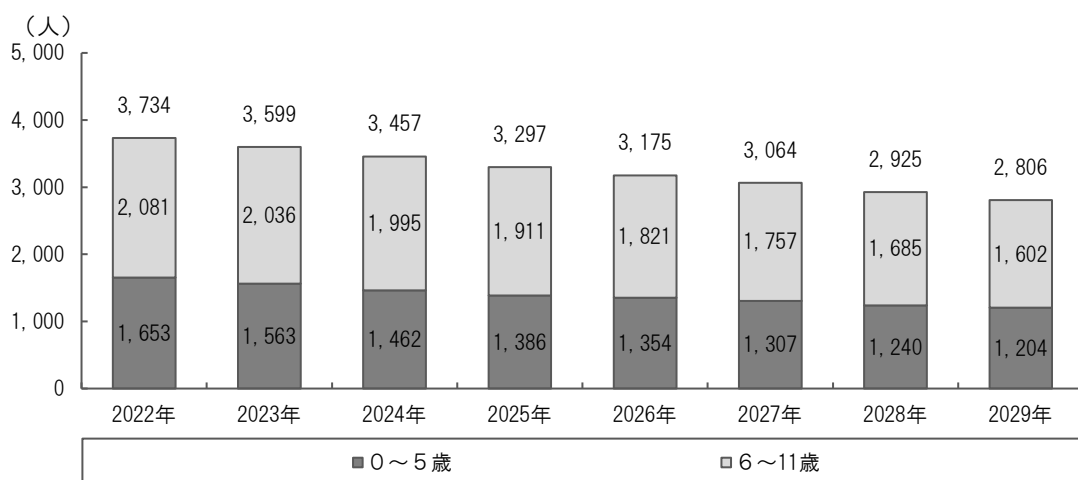
■ 子ども人口の推移と推計

単位：人

	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
０～１１歳	3,734	3,599	3,457	3,297	3,175	3,064	2,925	2,806
０歳	249	215	192	208	200	194	187	180
１歳	255	256	226	200	216	208	201	195
２歳	245	251	258	225	200	216	208	200
３歳	291	245	250	259	226	201	215	208
４歳	300	297	242	253	260	228	202	218
５歳	313	299	294	241	252	260	227	203
０～５歳	1,653	1,563	1,462	1,386	1,354	1,307	1,240	1,204
６歳	336	315	303	297	244	255	264	230
７歳	324	333	313	302	296	244	254	263
８歳	332	322	335	315	304	298	245	256
９歳	384	334	324	338	316	306	300	247
１０歳	346	385	336	324	338	317	306	301
１１歳	359	347	384	335	323	337	316	305
６～１１歳	2,081	2,036	1,995	1,911	1,821	1,757	1,685	1,602

資料：２０２２年～２０２４年は、住民基本台帳（各年３月３１日）

２０２５年～２０２９年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計





（３）家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後１年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

■ 児童（０～５歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説 明	現在	単位：％	
			現在	潜在
タイプＡ	ひとり親家庭	10.0		10.0
タイプＢ	フルタイム×フルタイム	48.4		51.9
タイプＣ	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	24.7		23.2
タイプＣ’	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	1.9		3.4
タイプＤ	専業主婦（夫）	11.6		8.1
タイプＥ	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0		0.0
タイプＥ’	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0		0.0
タイプＦ	無業×無業	0.0		0.0

そして、2025（令和7）年度～2029（令和11）年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（０～５歳）

単位：％（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
タイプＡ	9.6	136	132	127	121	117
タイプＢ	54.4	750	734	707	675	657
タイプＣ	22.6	318	310	299	284	274
タイプＣ’	3.1	43	43	42	38	38
タイプＤ	10.3	138	134	129	125	121
タイプＥ	0.0	0	0	0	0	0
タイプＥ’	0.0	0	0	0	0	0
タイプＦ	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (０～５歳)	100.0	1,385	1,353	1,304	1,243	1,207

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

一方、認定こども園には幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（ただし、児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、児童福祉法に基づく保育所に幼稚園機能を併せ持つ施設です（ただし、学校としての法的位置づけは持ちません）。

また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすタイプのものです。

現状と課題

- 現在、幼稚園3園、認定こども園20園で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、「幼稚園」は6.0%ですが、「認定こども園」は85.8%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「もっと臨機応変に対応してほしい、利用可能な時間を延ばしてほしい」など、就労者に寄り添った支援を求める意見がありました。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○市内における幼稚園及び認定こども園の現在の施設数を確保しつつ、預かり保育や幼稚園の認定こども園への移行を支援します。

(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育所とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

一方、認定こども園には幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持つ教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です。

（ただし、児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園機能を併せ持つ施設です（ただし、学校としての法的位置づけは持ちません）。

また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすタイプのものです。更に、地域型保育事業とは、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状と課題

- 現在、保育所3園、認定こども園20園で実施しており、児童数の減少に伴って、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況ですが、市中心部への利用希望が多く、年度途中での育児休業明けの入所については課題が残ることから、課題解消に取り組んでいきます。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、「認可保育所」は7.5%、「認定こども園」は85.8%、「小規模保育施設」は0.8%、「家庭的保育事業」は0.2%、「その他の認可外保育施設」は0%となっています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、保育施設の利用割合が増えている一方で「保育環境の充実はもちろん大切だが、子どもと過ごす時間が増えるような、家庭において子育てができる環境や支援が欲しい。」など、様々な意見があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○提供体制は確保できているものの、市中心部では、年度途中での育児休業明けの入所ができないこともあるため、定員の設定・調整、幼稚園の認定こども園への支援等により、課題解消に取り組んでいきます。



■ 教育・保育施設の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①実利用者数	1,651	1,595	1,539	1,443	1,400
1号認定	375	360	366	342	336
2号認定	673	667	630	562	528
3号認定	603	568	543	539	536
0歳	181	199	200	176	168
1・2歳	422	369	343	363	368
②第2期計画値	1,869	1,811	1,724	1,646	1,588
1号認定	450	435	412	391	380
2号認定	745	718	680	646	628
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	745	718	684	646	628
3号認定	674	658	632	609	580
0歳	180	174	166	160	153
1・2歳	494	484	466	449	427
乖離(②-①)	218	216	185	183	225



■ 教育・保育施設の量の見込みと確保目標量

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1,305	1,242	1,183	1,126	1,072
1号認定	317	306	295	285	275
2号認定	493	461	432	404	378
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	493	461	432	404	378
3号認定	495	475	456	437	419
0歳	171	169	167	164	162
1歳	145	137	129	122	115
2歳	179	169	160	151	142
②確保目標量	1,425	1,352	1,293	1,236	1,182
1号認定	348	336	325	315	305
2号認定	532	491	462	434	408
教育ニーズ	0	0	0	0	0
保育ニーズ	532	491	462	434	408
3号認定	545	525	506	487	469
0歳	181	179	177	174	172
1歳	165	157	149	142	135
2歳	199	189	180	171	162
乖離(②-①)	120	110	110	110	110

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

- 2016（平成28）年度から、日常的に利用しやすい「子育てステーション“すてっぷ”」に基本型を委託し、専門の研修を受けた職員を配置し事業実施しています。
- 2023（令和5）年度から、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関として「こども家庭センター」を設置し、保健師が中心となっていく母子保健機能と、社会福祉士等が中心となっていく児童福祉機能を併せ持ったこども家庭センター型を実施しています。基本型の「子育てステーション“すてっぷ”」と連携しながら、子育て世代を保健師及び社会福祉士等が支援していきます。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「子育て支援サポートを利用するのに気持ちが前に行かず、一歩ふみとどまってしまう。考え込みやすいので、相談するのに勇気がいります。」「産後の母親をサポートする体制をもっと充実させなければ、明るく子育てはできないと思います。」「他市から引っ越してきましたが、すてっぷを利用して頂きとても助かりました。」といった意見があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○子育て支援課内にこども家庭センターを置き、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、基本型の「子育てステーション“すてっぷ”」と連携しながら子育て世代を保健師・社会福祉士等が支援していきます。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

実績値	単位：か所				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度（見込み）
①年間利用数	1	1	1	1	1
②第2期計画提供量	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0





■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：か所

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保目標量	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 妊婦等包括相談支援事業

妊娠から産後2週間未満までの妊産婦の多くが不安や負担感を抱いていることや、こどもの虐待による死亡事例の6割が0歳児（うち5割は0か月児）であることなどを踏まえ、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○利用者支援事業と同様に、こども家庭センターの保健師・社会福祉士等が、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「子育てステーション“すてっぷ”」と連携しながら子育て世代を支援していきます。

■ 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人回

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	624	600	582	561	540
②確保目標量	624	600	582	561	540
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

③ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○本市では、6か所を拠点として実施しています。そのうち、認定こども園を拠点として実施しているのが5か所、NPO法人で実施しているのが1か所で、子育て親子の交流の場の提供、各種子育て支援イベント等を実施しています。



○ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は10.7%、「その他五所川原市で実施している類似の事業」は3.9%の利用があります。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「無料で利用でき、親子で遊べる室内の遊び場がほしい。」「雪や雨の日でも体をたくさん動かして遊べる所がないので大変困っている。」「スタッフの方もとても話やすく、家にいるとイライラしがちな時の自分自身の逃げ場のような、ホッとできる場所です。」をはじめ、同様の意見や要望があります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○提供体制は確保できているので、1か所あたりの利用者数が増加するよう事業の積極的な広報や周知活動を図っていきます。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	単位：人回 2024年度 (見込み)
①年間総利用数	5,297	3,370	4,018	5,204	5,111
②第2期計画提供量	4,000	3,840	3,686	3,539	3,397
乖離(②－①)	1,297	470	332	1,665	1,714



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	単位：人回 2029年度
①量の見込み	5,368	5,239	5,113	4,991	4,871
②確保目標量	5,368	5,239	5,113	4,991	4,871
乖離(②－①)	0	0	0	0	0

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○乳児(生後4か月まで)のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握や養育についての相談に応じ、安心して育児が行えることを目指しています。



○ほぼ全戸訪問が実施できました。訪問できない場合は来庁、また産後早期に働く場合は保育所訪問等で対応してきました。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○子育て支援課の保健師と、青森県助産師会に委託し、個々のニーズに合わせた助言や援助を提供していきます。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間実利用者数	247	261	210	204	198
②第2期計画提供量	270	260	248	239	229
乖離（②－①）	23	1	38	35	31



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	208	200	194	187	180
②確保目標量	208	200	194	187	180
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○保護者の養育を支援することが特に必要と認められる乳幼児、もしくは保護者や産前・産後における家事や育児が困難な妊産婦に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

○妊娠中から概ね1年後までに養育支援の必要な特定妊婦が増加傾向にあります。主な背景としてシングルマザーやステップファミリー、精神疾患の治療中断、経済的に不安定等があげられます。

**確保方策**

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○妊娠届出数は減少していますが、養育支援の必要な家庭は増加傾向にあるため、養育が必要な方へ適時に適切な支援できるよう継続していきます。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間実利用者数	43	21	20	46	33
②第2期計画提供量	24	24	24	24	24
乖離(②－①)	19	3	4	22	9



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	33	33	33	33	33
②確保目標量	33	33	33	33	33
乖離(②－①)	0	0	0	0	0

③ 産後ケア事業（訪問型）

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。また、こども家庭センターにおける困難事例などの受け皿としても活用します。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○子育て支援課の保健師と、青森県助産師会に委託し、個々のニーズに合わせた助言や援助を提供していきます。

■ 産後ケア事業（訪問型）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	42	48	54	60	65
②確保目標量	42	48	54	60	65
乖離(②－①)	0	0	0	0	0



④ 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○要支援・要保護児童等に対する訪問型支援の充実を図るため、計画的な整備を行い、家庭の状況に応じて支援が必要な方をサポートします。

■ 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	80	78	76	73	71
②確保目標量	80	78	76	73	71
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

（3）通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病、リフレッシュ、仕事等の理由により、一時的に家庭において養育を受けることが困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

現状と課題

○2017（平成29）年度から市外の児童養護施設に事業委託し、緊急時の児童の受入れ体制を確保しており、2023（令和5）年度からは乳児院にも事業委託しました。
○トワイライトステイ事業については、事業実施していませんが、ファミリー・サポート・センター事業によるサービスの活用ができます。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○本計画では参酌すべき基準が「利用者の利用希望」へ変更されており、また、児童虐待に係る相談に応じた実績など児童虐待防止対策の強化等の方向性も踏まえつつ、適切な提供体制を整備します。

■ 子育て短期支援事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間総利用数	0	34	12	50	64
②第2期計画提供量	12	12	12	12	12
乖離（②－①）	12	22	0	38	52



■ 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	62	61	59	58	57
②確保目標量	62	61	59	58	57
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園等で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

- 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）
市内の幼稚園・認定こども園では、保護者の就労支援のため、在園児を対象に教育時間の前後又は長期休業日等の預かり保育を実施しています。
- 上記以外
市内の幼稚園・認定こども園では自主事業として、保育所等に入所していない子どもの保護者の急病、冠婚葬祭など一時的に育児が困難な場合の預かり保育を実施しています。（ファミリー・サポート・センター事業を除く。）
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、預かり保育以外の「一時預かり」は1.8%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「預かり保育が可能な施設が増えてほしい」をはじめ、同様の要望が多くあります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○提供量には不足が生じない見込みなので、一時預かり事業の周知に努めます。



■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間総利用数	60,730	54,540	52,818	58,999	55,986
1号認定	60,488	54,289	52,615	58,743	55,748
2号認定	0	0	0	0	0
上記以外	242	251	203	256	238
②第2期計画提供量	76,822	74,133	71,537	69,032	66,615
幼稚園の 預かり保育	76,280	73,611	71,034	68,548	66,149
幼稚園以外の 預かり保育	542	522	503	484	466
乖離（②－①）	16,092	19,593	18,719	10,033	10,629



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	65,026	63,476	61,962	60,484	59,041
幼稚園における在園 児を対象とした一時 預かり（預かり保 育）	64,568	63,025	61,519	60,048	58,613
2号認定による定期 的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	458	451	443	436	428
②確保目標量	65,026	63,476	61,962	60,484	59,041
幼稚園における在園 児を対象とした一時 預かり（預かり保 育）	64,568	63,025	61,519	60,048	58,613
2号認定による定期 的な利用	0	0	0	0	0
上記以外	458	451	443	436	428
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

〇市では、幼稚園、認定こども園及び保育所のうち20か所において延長保育事業を実施しており、19時までの延長を実施しています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	〇提供量には不足が生じない見込みなので、保護者ニーズに応じた延長時間の拡大など、教育・保育施設と協力を図りながら、提供内容の充実に努めていきます。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間実利用者数	477	224	538	543	519
②第2期計画提供量	410	398	379	362	350
乖離（②－①）	67	174	159	182	169



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	550	530	511	493	476
②確保目標量	550	530	511	493	476
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

④ 病児保育事業

子どもが病気の際に、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

〇本市では2023年度（令和5）年度までは病後児のみの受け入れでしたが、2024年度（令和6）年度から、指定施設にて委託による病児保育事業を実施しています。



また、ファミリー・サポート・センターにおいて、軽い発熱等の提供会員が対応できる程度の病気に対する保育の受け入をしています。

- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用希望をみると、実際に「病児・病後児の保育を利用した」方は4.8%と僅かですが、父親・母親が休んで対処した方の34.1%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「子どもが風邪をひいたとき、仕事も休めない、預け先もないで大変…」「病気時（風邪）等の預かり場所の充実、手続きがもっと簡単になったら嬉しい」「病児保育をつくってほしい（保育園に併設してほしい）」をはじめ、同様の意見が多くあります。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○病児保育の委託事業を継続し、保護者から積極的に利用されるよう、事業者と連携を図るとともに、運営支援に努めていきます。

■ 病児保育事業の利用状況の推移

単位：人日

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①総利用数	35	40	54	72	88
②第2期計画提供量	760	760	760	760	760
乖離（②－①）	726	720	706	688	672



■ 病児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	600	600	600	600	600
②確保目標量	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
乖離（②－①）	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080



⑤ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。こどもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2026～2029年度	○「すべての子どもの育ちを応援する」新しい通園制度として考案された国の目玉施策の一つであり、適切な支援体制の確保に努めます。

■ 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：人日

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	0	120	120	120	120
②確保目標量	0	120	120	120	120
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

⑥ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
未定	○本計画開始時点で事業の実施は見込んでおりませんが、対象者やニーズの把握に努め、必要に応じて検討します。

⑦ 親子関係形成支援事業

監護が不適当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に依じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
未定	○本計画開始時点で事業の実施は見込んでおりませんが、対象者やニーズの把握に努め、必要に応じて検討します。

（４）その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- 厚生労働省が示している妊婦健康診査の実施基準に基づき実施しています。
- 妊婦健康診査は無料の受診票が14回分出ていますが、2014（平成26）年度より多胎妊婦については7回分を追加交付しました。
- 生活保護世帯に属する方の妊婦健康診査で自己負担が発生した場合は、実費を返還しています。
- 里帰り出産に対しても、出産病院との契約や償還払いで対応しています。
- 2024（令和6）年度は市内2か所の産科医療機関で、妊婦健康診査を受診されている方が約8割います。
- ニーズ調査の結果には、対象となる自由意見はありませんでした。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○妊娠期間中、必要に応じて妊婦健康診査を受診できるよう継続していきます。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

	単位：人				
実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度（見込み）
①年間利用者数	416	393	332	305	271
②第2期計画提供量	402	385	368	352	337
乖離（②－①）	14	8	36	47	66



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

	単位：人				
推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	299	265	235	208	184
②確保目標量	299	265	235	208	184
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの送迎や預かり等の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行う会員（提供会員）及び両方会員からなるボランティア的相互援助の組織で、アドバイザーが相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

- ファミリー・サポート・センター事業の会員数は、2023（令和5）年度末時点で依頼会員329人、提供会員120人、両方会員10人の計459人が登録されていますが、サービスの内容によっては会員からの依頼にすべて対応できない現状にあります。
- 2019（令和元）年度からは、五所川原圏域定住自立圏共生ビジョン事業として、会員を五所川原圏域定住自立圏に在住する方へ拡充しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用状況をみると、「ファミリー・サポート・センター」の定期的な利用者は0.6%、不定期な利用は0.9%となっています。また、放課後の利用希望でも、低学年から高学年を通して、就学前児童・小学生ともに0.6～0.8%と僅かとなっています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○教育・保育施設、放課後児童クラブへのお迎えや習い事の送迎、帰宅後の預かり援助等の希望が増加していることから、引き続き提供会員の拡充に努めていきます。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の利用状況の推移

実績値	単位：人日				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度（見込み）
①総利用者数	1,371	1,316	857	829	798
②第2期計画提供量	1,850	1,786	1,725	1,666	1,609
乖離（②－①）	479	470	868	837	811



■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みと確保目標量

推計値	単位：人日				
	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	1,227	1,170	1,127	1,081	1,027
②確保目標量	1,227	1,170	1,127	1,081	1,027
乖離（②－①）	0	0	0	0	0



③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園における副食材料費の負担減免について、教育・保育施設に入所している子どもと同様に支援します。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆小学校低学年の場合

現状と課題

- 本市では、すべての小学校区において、委託も含めて18か所の放課後児童クラブを開設しています。
- 入所児童の増加により、活動スペースが手狭になっているクラブもあります。
- 放課後子ども教室については、教育委員会との開設に向けた検討が必要です。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用希望をみると、低学年のうちは61.3%が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。小学生のいる家庭では66.9%の利用希望があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「放課後児童クラブの時間を19時までに延長してもらえれば利用したいです。」「夏休みや冬休みの開設時間を7時台からにしてください」「放課後児童クラブの利用時間を7時～19時までにしてもらえると、仕事の選択肢が広がり大変助かります」など、開設時間に関する意見・要望が多くあります。



確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○引き続き教育・保育施設等の民間委託も活用しながら、開設時間の延長も含め、それぞれの小学校区の状況に適した提供体制の確保に努めます。

■ 放課後児童健全育成事業（低学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間実利用者数	672	567	653	658	701
②第2期計画提供量	660	660	660	660	660
乖離（②－①）	12	93	7	2	41



■ 放課後児童健全育成事業（低学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	669	639	609	583	556
1年生	226	216	206	197	188
2年生	226	216	206	197	188
3年生	217	207	197	189	180
②確保目標量	689	689	689	689	689
1年生	230	230	230	230	230
2年生	230	230	230	230	230
3年生	229	229	229	229	229
乖離（②－①）	20	50	80	106	133

◆小学校高学年の場合

現状と課題

- 本市では、現在16か所の児童クラブで6年生まで受け入れています。
- また、余裕教室の確保が困難な学校では、教育・保育施設等の民間委託等を活用しています。
- 学校において6年生まで受け入れるための余裕教室等の確保が困難な児童クラブでは、定員の範囲内で、長期休暇のみ高学年を受け入れています。
- 放課後子ども教室については、教育委員会との開設に向けた検討が必要です。
- ニーズ調査結果から就学前児童のいる家庭の利用希望をみると、高学年では38.1%が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。小学生のいる家庭では32.9%の利用希望があります。



確保方策

実施年度	確保の内容
2025～2029年度	○引き続き教育・保育施設等の民間委託も活用しながら、開設時間の延長も含め、それぞれの小学校区の状況に適した提供体制の確保に努めます。

■ 放課後児童健全育成事業（高学年）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (見込み)
①年間実利用者数	242	211	299	294	360
②第2期計画提供量	240	280	360	400	440
乖離（②－①）	2	69	61	106	80



■ 放課後児童健全育成事業（高学年）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
①量の見込み	344	327	313	298	285
4年生	167	159	152	145	139
5年生	105	100	96	91	87
6年生	72	68	65	62	59
②確保目標量	380	380	380	380	380
4年生	190	190	190	190	190
5年生	130	130	130	130	130
6年生	60	60	60	60	60
乖離（②－①）	36	53	67	82	95

6 教育・保育の提供体制の確保について

(1) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、より一層の幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質向上が求められていることから、研修の充実等必要な支援を行います。

また、すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもなど、特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。



（２）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育および地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえない存在として成長していけるよう支援していきます。あわせて地域全体で子育て支援の充実を図り、保護者の支援にも努めます。

（３）教育・保育施設と小学校等との連携

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、質の高い支援を行うためには、子どもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

本市では、教育・保育施設と小学校の円滑な接続を図るとともに、幼児教育と小学校教育の望ましい連携の在り方を協議するための「幼保小連携研修会」を開催していることから、今後もその取組の更なる推進と、小学校との接続に関する取り組みの強化に引き続き努めます。

7 子ども・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、保護者へのリーフレット配布、市ＨＰやＬＩＮＥ等による広報、給付事務の流れについて関係施設に対する説明会を開催するなど、公正かつ適切な支給の確保に努めています。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。



第6章

子どもの貧困対策について

第6章 子どもの貧困対策について

2013（平成 25）年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、2019（令和元）年6月に改正され、市町村に努力義務として子どもの貧困対策計画の策定が明文化されました。その後、2024（令和 6）年6月には、法律の名称を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更するなどの法改正が行われました。

子どもの貧困対策計画は、子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の法律の規定により策定する計画と一体のものとして策定して差し支えないとされていることから、本市では第2期計画に子どもの貧困対策を盛り込み、国が2019（令和元）年11月に閣議決定した「子どもの貧困対策に関する大綱」に定める指標のうち、本市で算出できるものについて毎年度進捗管理をしながら、目指す方向に向けて数値の改善、施策の見直し等を図ってまいりました。

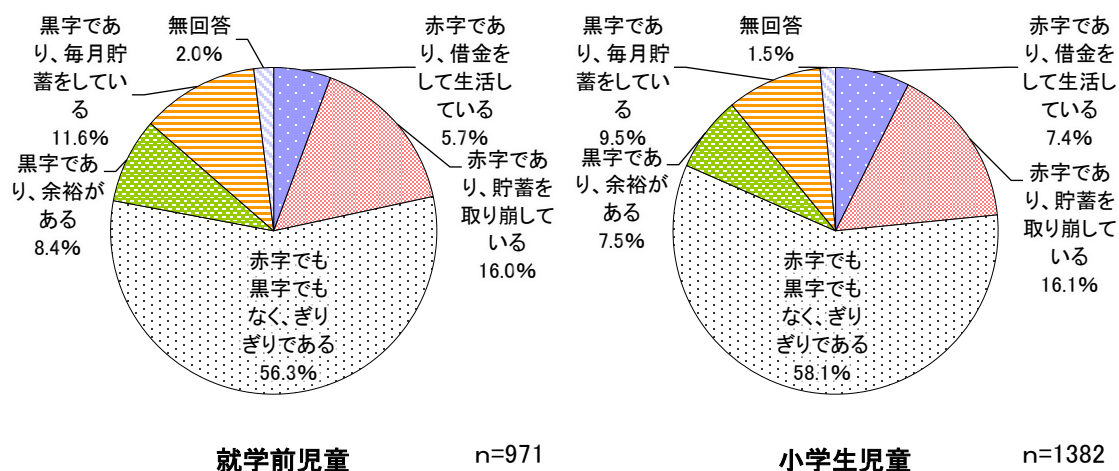
こうした中、青森県では2021（令和3）年3月に「第2次青森県子どもの貧困対策推進計画」が策定されたことから、この状況を踏まえ、本市では本計画の策定に合わせ、これまでの子どもの貧困対策の見直しを行いました。

1 本市の子どもを取り巻く現状

（1）子どもの生活実態

①家計の状況

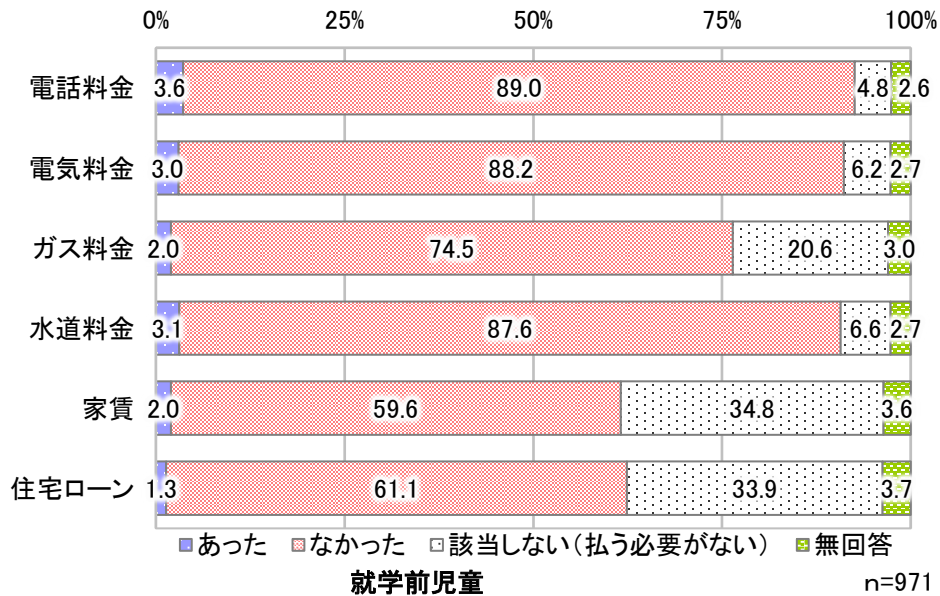
本市の子どもの貧困の実態を把握するため、2023（令和5）年度に小学生までの子どもがいる家庭を対象に実施したニーズ調査の結果によると、各家庭の家計の状況は以下のとおりとなっております。



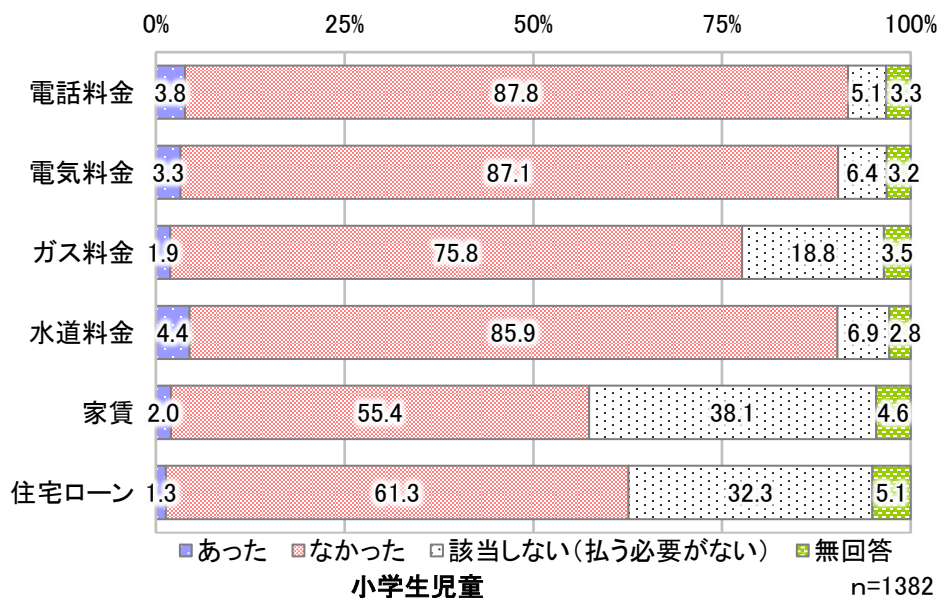


②過去 1 年間に経済的な理由で公共料金等を支払えなかった経験

過去 1 年間に経済的な理由で公共料金等を支払えなかった経験が「あった」という世帯は下記のグラフのとおりで、未就学児童がいる世帯では「電話料金」が最も高く 3.6% となっております。

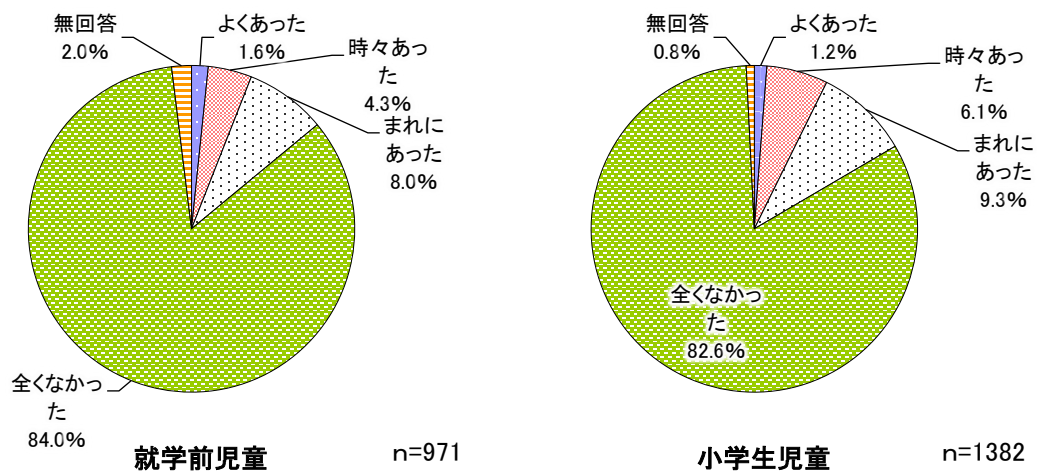


小学生がいる世帯では、「あった」は「水道料金」が最も高く 4.4% となっております。



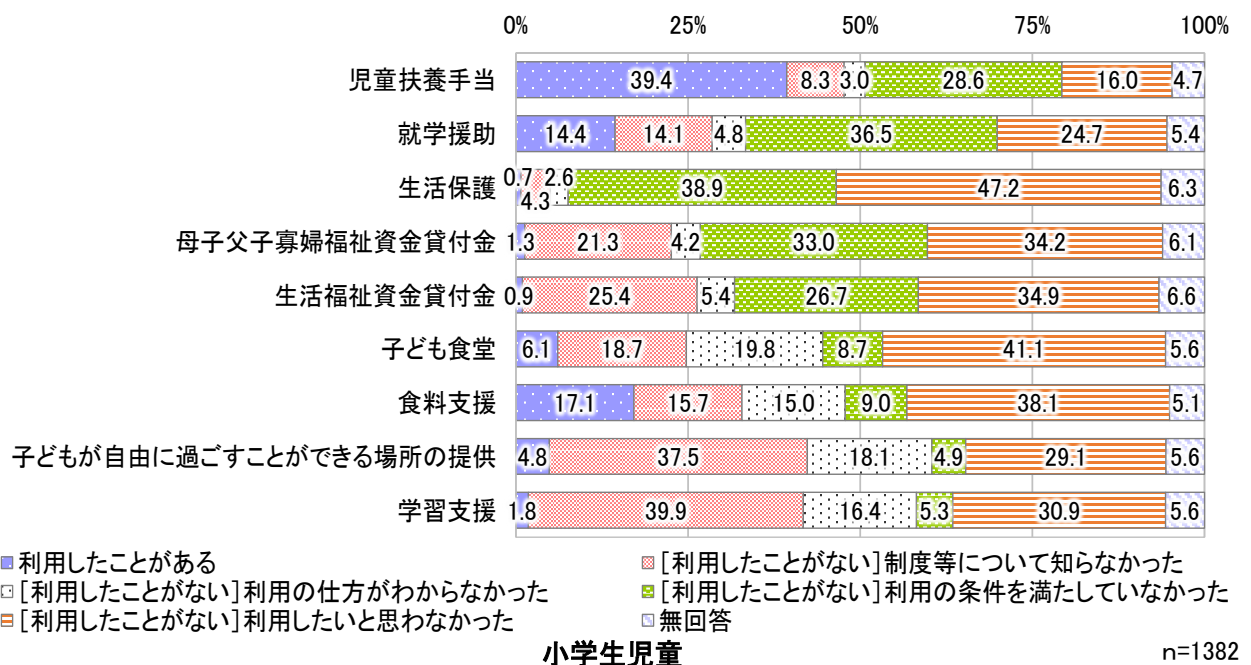
③過去 1 年間に経済的な理由で食料を買えなかった経験

過去1年間に経済的な理由で食料を買えなかった経験が「あった」と回答した世帯のうち、未就学児童がいる世帯では、「よくあった」が1.6%、小学生がいる世帯では「よくあった」が1.2%となっております。



④経済的な理由等による支援制度等の利用について

支援制度等の利用については、小学生がいる家庭で「利用したことがある」は「児童扶養手当」が最も高く39.4%、次いで「食料支援」が17.1%、「就学援助」が14.4%となっております。





2 子どもの貧困対策に関する指標と目指す方向

国の「子どもの貧困対策に関する大綱」及び県の「子どもの貧困対策推進計画」に定める指標のうち、本市で算出できるものについて進捗管理をしながら、目指す方向に向けて数値の改善、施策の見直し等を図っていきます。

■ 子どもの貧困に関する指標別実績と目標

単位：％

子どもの貧困対策に関する大綱に定める指標	全国	青森県	五所川原市	目指す方向
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.7	91.4	100.0	→
生活保護世帯に属する子どもの高等学校中退率	3.6	3.3	9.0	↘
生活保護世帯に属する子どもの大学進学率	39.9	33.7	25.0	↗
スクールカウンセラーの配置率（小学校）	86.2	—	100.0	→
スクールカウンセラーの配置率（中学校）	91.8	—	100.0	→
就学援助制度に関する周知状況 （入学時及び毎年度の進級に学校で就学援助制度の書類を配布している割合）	81.8	87.5	100.0	→
新入学児童生徒学用品費等の入学前の支給の実施状況（小学校）	83.7	67.5	100.0	→
新入学児童生徒学用品費等の入学前の支給の実施状況（中学校）	85.1	67.5	100.0	→
過去1年間に経済的な理由で電気料金を支払えなかった経験（全世帯）※ニーズ調査実施時に算出	5.3	4.5	3.1	↘
過去1年間に経済的な理由で食料を買えなかった経験（全世帯）※ニーズ調査実施時に算出	16.9	17.4	15.5	↘
ひとり親家庭の子どもの就園率 （保育所・幼稚園）	81.7	(母子世帯) 94.8 (父子世帯) 87.1	94.4	↗
ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	83.0	93.0	92.5	↗
ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	87.8	95.3	92.0	↗
ひとり親家庭の子どもの高等学校進学率	95.9	95.4	100.0	→

※実績値は2016(平成28)年～2023(令和5)年の最新値です。



3 具体的な施策

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないことがないよう、福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関が連携し、次の4つの柱に沿って子どもの貧困対策を総合的に進めていきます。

(1) 教育の支援

事業の名称	事業内容	担当課
幼児教育・保育の無償化	年齢や発達にあわせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。	子育て支援課
就学援助	経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
スクールカウンセラーの派遣	市内の小中学校にスクールカウンセラーを派遣して、友人関係やいじめ、学習、健康、家庭生活等の悩みを抱える児童生徒と教育相談を行い、問題の解決を図ります。	学校教育課

(2) 生活の支援

事業の名称	事業内容	担当課
妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	こども家庭センターや養育支援訪問事業による訪問等により、養育についての相談や助言を行います。また、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業により、孤立した育児とならないよう支援を行います。	子育て支援課
特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援	妊娠の届出や医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、養育支援訪問事業等の適切な支援を行います。	子育て支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病、リフレッシュ、仕事等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間児童を預かります。また、必要に応じて経済的理由等により緊急一時的に親子を保護することも可能です。	子育て支援課
生活困窮者自立支援事業	複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行うとともに、必要に応じ関係機関につなぎます。	生活応援課
市営住宅における優先入居	市営住宅の入居に関し、20歳未満の子を扶養している者（母子又は父子家庭に限る。）は優先的に選考します。	建築住宅課



事業の名称	事業内容	担当課
子ども宅食「おすそわけ便」	自宅への訪問等により定期的に食品等を届けることにより、社会的に孤立しがちな子育て家庭とつながりを作ることで必要な支援へ結びつけ、小さな変化にも気づきやすい関係性を目的として、五所川原市社会福祉協議会が本市からの業務委託により実施しています。	子育て支援課
子ども食堂の支援	NPO法人などによって実施されている「子ども食堂」は、地域の子どもの無料や低価格であたたかい食事を提供するとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所や多様な大人との出会いの機会としての機能も担っています。「子ども食堂」について、情報発信・情報提供などの支援も行います。	子育て支援課

(3) 保護者に対する就労の支援

事業の名称	事業内容	担当課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	就業のため必要な教育訓練に関する講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、技能の向上や資格の取得等主体的な能力開発の取組みを支援するため給付金を支給します。	子育て支援課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得のため、養成機関に入学する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、生活の負担の軽減を図るため給付金を支給します。	子育て支援課

(4) 経済的支援

事業の名称	事業内容	担当課
ひとり親家庭への経済支援	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に児童扶養手当を支給します。 また、ひとり親家庭等の父又は母及び児童が医療保険で医療の給付を受けた場合において、負担すべき費用を軽減するため医療費の助成をします。	子育て支援課
子育て家庭への経済支援	子育て家庭への経済的支援として、児童手当のほか、妊娠届出時及び出生届出後の保健師等との面談後に、それぞれ給付金を支給します。	子育て支援課
子ども医療費の助成	子どもの保健及び出生育児環境の向上に寄与することを目的として、子どもが医療保険で医療の給付を受けた場合において、負担すべき費用を軽減するため医療費の助成をします。	子育て支援課



第7章

計画の推進体制



第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援、次世代育成支援対策及び子どもの貧困対策は、児童福祉や母子保健の分野だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済状況の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくためには、家庭や地域、教育・保育機関、企業等を含めた社会全体が連携、協力しながら推進していく必要があります。

社会全体で子育てを支援するため、子ども・子育て支援に関わる事業者や児童相談所、教育機関、警察、企業、民生委員、市民団体、ボランティアなど、子育てに関わるすべての人々が、互いを尊重しながら子ども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ、それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、その能力を最大限に発揮しながら課題解決への取組を進めていけるよう、行政との「協働」の視点をふまえて施策や事業を推進するとともに、市民・関係者の皆さまとの協力関係を深め、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

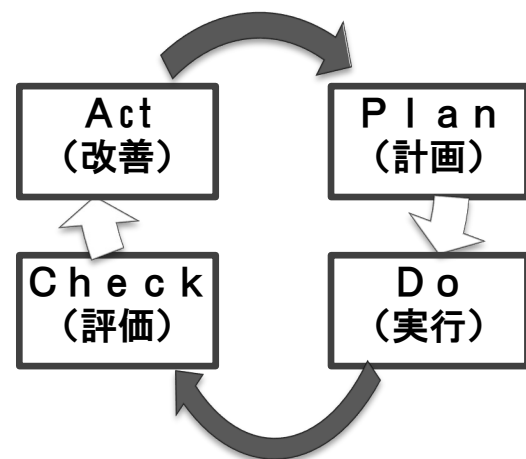
計画の内容については、関係者や関係団体をはじめ広く市民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページ、LINEによる情報発信を活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人一人に情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

計画を効果的かつ実効性のあるものとするためには、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です





そのため、本計画の進行管理については、五所川原市子ども・子育て会議に報告し、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



資料編



資 料 編

1 子ども・子育て会議

(1) 五所川原市附属機関に関する条例

平成17年3月28日五所川原市条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する市長その他の執行機関の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例で設置する附属機関の組織等)

第2条 市長その他の執行機関に別表に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員の構成、定数、任期等は、別表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(附属機関の長等)

第3条 会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等が2人以上置かれる附属機関においては、副会長等の行う前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

5 会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(任命)

第4条 委員は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長その他の執行機関が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 附属機関の会議は、必要に応じて会長等が招集する。ただし、附属機関設置後最初の会議又は会長等及び副会長等が不在の場合その他特別の場合の会議は、必要に応じて当該附属機関が属する市長その他の執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。



- 4 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長等、副会長等及び委員の除斥)

第6条 会長等、副会長等及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、附属機関の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(部会)

第7条 附属機関に各種検討を行うための部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長等が指名するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから会長等が指名する。
- 4 部会長は部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから当該部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

市長に置かれる附属機関

名称	担当する事務	組織	委員の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
五所川原市子ども・子育て会議	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 子ども・子育て支援に関する施策の推進及び実施状況を調査審議すること。	会長 副会長 委員	学識経験者 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 教育関係者 子どもの保護者	15人以内	2年	委員の互選



(2) 委員名簿

(委嘱期間: 令和5年9月26日～令和7年9月25日)

No.	団体名	役職・氏名	備考
1	五所川原市保育連合会	会長 島村 俊広	会長
2	五所川原市保育連合会	副会長 澁谷 省吾	
3	五所川原市保育連合会	副会長 木村 重介	
4	学校法人 下山学園	理事長 下山 美智子	
5	学校法人 青森富士学園	理事長(園長) 澤田 威	副会長
6	NPO法人 子どもネットワーク・すてっぷ	副代表理事 野呂 美奈子	
7	五所川原市民生委員児童委員連絡協議会	主任児童委員 工藤 富士子	
8	五所川原市連合PTA	会長 岩本 純子	
9	五所川原市小中学校長会	会長 原田 憲寿	
10	青森県青少年健全育成推進員連絡協議会	会長 伊藤 美穂子	
11	五所川原市母子寡婦福祉会	会長 成田 磨留子	
12	市民公募	中村 陽子	
13	市民公募	尾野 千夏子	
14	市民公募	加藤 雄一	

(3) 五所川原市子ども・子育て会議の開催日と審議内容

令和5年度

第2回 令和6年3月21日(木) 18時30分から

五所川原市役所本庁舎 2階 会議室 2B・2C

- (1) 五所川原市第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果について
- (2) 令和6年度特定教育・保育施設利用定員について
- (3) 令和6年度の子ども・子育て支援関連事業等について



令和6年度

第1回 令和6年4月25日（木）18時30分から

五所川原市役所本庁舎 2階 会議室 2B・2C

- （1）五所川原市第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果報告について
 - ア. ニーズ調査結果報告
 - イ. 第3期子ども・子育て支援事業計画策定について
 - ウ. 第2期子ども・子育て支援事業計画からの変更点について
 - エ. 今年度の子ども・子育て会議について

第2回 令和6年9月12日（木）18時30分から

五所川原市役所本庁舎 2階 会議室 2B・2C・2D

- （1）五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画の実績について
- （2）五所川原市第3期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
 - ・第3期計画の概要について
 - ・第5章 子ども・子育て支援の事業展開について

第3回 令和6年10月30日（水）18時30分から

五所川原市役所本庁舎 2階 会議室 2B・2C・2D

- （1）五所川原市第3期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
 - ・第4章 子ども子育ての施策展開
 - ・第6章 子どもの貧困対策について
- （2）五所川原市第三期子ども・子育て支援事業計画の素案について
- （3）その他

第4回 令和6年11月28日（木）18時30分から

五所川原市役所本庁舎 2階 会議室 2B・2C・2D

- （1）五所川原市第3期子ども・子育て支援事業計画素案の審議について
- （2）その他



第5回 令和7年3月 日（木）18時30分から

五所川原市役所本庁舎 2階 会議室 2B・2C・2D

- （1）五所川原市第3期子ども・子育て支援事業計画について
- （2）令和7年度特定教育・保育施設利用定員について
- （3）令和7年度の子ども・子育て支援関連事業について
- （4）子ども・子育て会議委員の任期満了について
- （5）その他



2 用語解説

あ行

○医療的ケア児

NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいいます。

か行

○子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。（子ども・子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3）

○こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

○こども家庭センター

妊娠期から子育て期まで切れ目なく、保健師や社会福祉士等の専門職が、健康の保持・増進に関する支援のほか、子どもや世帯の状況等に応じた支援をおこないます

○子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のことです。

○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律です。子ども・子育て関連3法の一つとして2012（平成24）年8月に制定された法律です。

○こども未来戦略

2023（令和5）年に閣議決定された、子ども・子育て政策を抜本的に強化するための戦略で、具体的には、児童手当の拡充や多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化などが今後3年間に実施する「加速化プラン」として盛り込まれました。



○合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当するものです。

さ行

○小 1 の壁

小学校入学後、子どもを夜間まで預けることが困難になり、働き方の変更を強いられる問題を指す造語で、子どもの小学校入学を機に仕事を辞めたり、働き方を変えたりせざるを得ない母親も多くいます。

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策です。

○児童発達支援センター

障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

○児童養護施設

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士のことです。

○ステップファミリー

再婚や事実婚により、血縁のない親子関係や兄弟姉妹関係を含んだ家族形態。近年は増加傾向にあるとされ、家族関係の構築に親と子がストレスや悩みを抱えるケースも多く、社会問題の一つにもなっています。



た行

○待機児童

入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童のことです。

○男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮することです。

○地域型保育

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の総称です。

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

な行

○認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

○認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）

子ども・子育て支援法第19条に規定される、教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける以下の3区分のことです。

- ・1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合
- ・2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
- ・3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

○認定こども園

幼稚園および保育所の機能を併せ持ち、小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供し、すべての子育て家庭を対象に、親子の集いの場の提供など地域における子育て支援を実施する施設のことです。



は行

○発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

○病児・病後児保育

当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない乳幼児及び病気の回復期にある乳幼児を保育所等で集団生活ができるようになるまでの間、医療機関に併設された施設で看護師等が一時的に預かるものです。

○不登校

児童生徒が、病気や経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、年間 30 日以上登校しない、あるいは、したくともできない状態です。

ま行

○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。

や行

○要保護児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童のことです。

○ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを担っている子ども・若者のことをいいます。



五所川原市 第3期子ども・子育て支援事業計画

発行日 2025（令和7）年 3月

発行元 五所川原市 福祉部 子育て支援課

住 所 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1

TEL 0173-35-2111（代表） FAX 0173-35-3617

URL <http://www.city.goshogawara.lg.jp/>

